



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があつた旨を公示する件 (厚生労働四五)

〔その他告示〕

○返納を命じた旅券を無効とする件 (外務七一)

○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の代表者の氏名を変更した件 (厚生労働四六)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により指定外国検査機関の事務所の所在地を変更した件 (同四七、四八)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査者検査員研修機関の代表者の氏名を変更した件 (同四九)

○労働安全衛生法の規定により登録型式検定機関を登録した件 (同五〇)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通三〇六、三一〇)

○道路に関する件 (北海道開発局八、九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免 (法務省)

産 業

日本産業規格 (国土交通省)

勞 働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

(北海道運輸局最低賃金公示一、東北)

同一

原戸籍の一部が滅失した件

(法務省告示配二九)

日本国に帰化を許可する件 (同三〇)

〔公 告〕

諸事項

官庁

証票無効、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

Table with 5 columns: 登録番号, 氏名又は名称, 住所, 試験検査を行う事業所の所在地, 試験検査の区分, 廃止の日. Row 1: 一八五, 株式会社日本食品エコロジー研究所, 兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号, 大阪府守口市大宮通一丁目十三番三十六号, 理化学試験, 令和七年十一月二十五日

その他告示

○外務省告示第七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年二月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったため、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年二月二十五日

外務大臣 茂木 敏充

記

失効年月日 令和八年二月十三日
発行年月日 令和四年一月十七日
旅券番号 TT一九六七一九七

○厚生労働省告示第四十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

Table with 4 columns: 名称, 住所, 変更前の代表者の氏名, 変更後の代表者の氏名, 変更年月日. Row 1: Eurofins E & E CML Limited, Unit 1, Newport Business Park, New Road, Ellesmere Port, CH65 4LZ, United Kingdom, Andrew Christopher Smith, Nick Wainwright, 令和六年八月十日

○厚生労働省告示第四十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

Table with 4 columns: 名称, 事務所名称, 変更前の事務所の所在地, 変更後の事務所の所在地, 変更年月日. Row 1: SGSSA, SGS 中国武漢事務所, SGS Mansion, Building D, Export Processing Zone, Wuhan Economic & Technology Development District, Wuhan, 430064, China, Building 5, Zone 6, The Private Enterprise Science and Technology Industrial Park, ZhuanYang Avenue, Wuhan Economic & Technology Development District, 430056, Wuhan, Hubei Province, China, 令和七年三月三十一日

○厚生労働省告示第四十八号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

Table with 4 columns: 名称, 事務所名称, 変更前の事務所の所在地, 変更後の事務所の所在地, 変更年月日. Row 1: LRQA Verification Limited, Halifax, 5121 Sackville Street, Suite 700, Sovereign Place, Halifax, NS B3J 1K1 Canada, 600-1741 Lower Water Street, Halifax, NS B3J 0J2, Canada, 令和七年六月十三日

Singapore	18 Cross street, #02-101, Suite S2039, Singapore 048423	LRQA Limited (Singapore Branch), 460 Alexandra Road, mTower#15-01, Singapore 119963
Madrid	Princesa, 29, 1º, 28008 Madrid, Spain	Calle Jos é Abascal 56.2º Planta. 28003 Madrid
Houston	2101 CityWest Blvd Suite # 100 Houston TX 77042 USA	2500 CityWest Blvd Suite # 150 Houston TX 77042 USA

○厚生労働省告示第四十九号

労働安全衛生法及びこれに基づき命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条二十四の二の六の規定により、同令第十九条の二十四の二の五第一項の登録検査業者検査員研修機関について、同令第十九条の二十四の二の三第二項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があつたので、同令第十九条の二十四の二の十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日 厚生労働大臣 上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
防中央労働災害 止協会	東京都港区芝 五丁目三十五 番二号	十倉 雅和	筒井 義信	令和七年六月 一日

○厚生労働省告示第五十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十六条第一項の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関を登録したので、同法第四百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づき命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日 厚生労働大臣 上野賢一郎

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	所在地の事務所	型式検定を行う機械等の種類	登録年月日
Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No.260, Daye Rd., Beitou Dist., Taipei City 112, Taiwan	陳宗弘 (Jonathan T.H. Chen)	Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No. 2, Wenming 1st St., Guishan Dist., Taoyuan City 333, Taiwan	械防爆構造電気機 器具	令和七年八月 十八日
KSC CO., LTD.	1106, Cheoinseongro, Namsa-eup, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	Sanghe Kim	KSC CO., LTD.	1106, Cheoinseongro, Namsa-eup, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea		

○国土交通省告示第三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ谷
- 二 砂防法第二条の土地の表示
石川県加賀市山中温泉菅谷町の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°13'38.4272"	136°21'45.8849"
2	36°13'38.4725"	136°21'46.3522"
3	36°13'38.0805"	136°21'47.1107"
4	36°13'37.1729"	136°21'47.3035"
5	36°13'36.4619"	136°21'47.3084"
6	36°13'35.9102"	136°21'47.5574"
7	36°13'35.1577"	136°21'47.2995"
8	36°13'34.6744"	136°21'47.9403"
9	36°13'34.2038"	136°21'48.2912"
10	36°13'33.7518"	136°21'48.5591"
11	36°13'33.7312"	136°21'48.5277"
12	36°13'34.0075"	136°21'48.0371"
13	36°13'34.6729"	136°21'47.1223"
14	36°13'35.2418"	136°21'46.7306"
15	36°13'35.7750"	136°21'46.8258"
16	36°13'36.5107"	136°21'45.9584"
17	36°13'36.8698"	136°21'45.7504"
18	36°13'37.6579"	136°21'45.6883"
19	36°13'38.1979"	136°21'45.6904"
20	36°13'38.1932"	136°21'45.5956"
21	36°13'38.4879"	136°21'45.7713"

○国土交通省告示第三百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
豊田川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
石川県七尾市中島町豊田の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°06'03.0330"	136°49'50.5089"
2	37°06'03.0225"	136°49'50.0983"
3	37°06'03.0843"	136°49'49.5682"
4	37°06'02.4326"	136°49'49.4923"
5	37°06'02.1100"	136°49'49.0993"
6	37°06'02.3164"	136°49'47.9339"
7	37°06'03.5697"	136°49'47.1736"
8	37°06'04.5993"	136°49'49.5639"
9	37°06'04.0216"	136°49'51.1637"
10	37°06'04.0172"	136°49'51.4562"
11	37°06'03.8868"	136°49'51.4568"

○国土交通省告示第三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新田川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
島根県雲南市大東町下久野の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°15'49.7421"	132°59'33.1218"
2	35°15'49.9258"	132°59'34.2949"

3	35°15'49.1565"	132°59'34.5109"
4	35°15'48.6344"	132°59'33.0076"
5	35°15'46.8004"	132°59'33.9702"
6	35°15'47.5291"	132°59'32.6403"
7	35°15'48.8906"	132°59'31.3618"
8	35°15'50.1543"	132°59'31.3624"
9	35°15'49.7954"	132°59'32.6754"

○国土交通省告示第百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ミサゴ谷

二 砂防法第二条の土地の表示

徳島県那賀郡那賀町木頭の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°49'51.0532"	134°18'00.3157"
2	33°49'51.8179"	134°18'00.3332"
3	33°49'52.0419"	134°18'00.6046"
4	33°49'51.4397"	134°18'01.9982"
5	33°49'51.1315"	134°18'02.0919"
6	33°49'50.6896"	134°18'01.7786"
7	33°49'50.1486"	134°18'01.1644"
8	33°49'50.1464"	134°18'00.7940"
9	33°49'50.8143"	134°18'00.3473"

○国土交通省告示第百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡ノ谷川一
(二) 砂防法第二条の土地の表示
愛媛県今治市長沢の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°59'59.2759"	133°01'57.3350"
2	33°59'58.5522"	133°01'57.2358"
3	33°59'58.3636"	133°01'56.9983"
4	33°59'57.6937"	133°01'55.5087"
5	33°59'56.7475"	133°01'54.3239"
6	33°59'56.9107"	133°01'54.2066"
7	33°59'57.5130"	133°01'54.1924"
8	33°59'59.6822"	133°01'55.4849"
9	33°59'59.8801"	133°01'55.7340"
10	33°59'59.8370"	133°01'56.6925"

二 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡ノ谷川一二

(二) 砂防法第二条の土地の表示

愛媛県今治市長沢の区域内の土地のうち、次の一点から十一号までを順次結んだ線及び一点と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°00'01.9474"	133°01'57.3730"
2	34°00'01.3733"	133°01'56.8376"
3	34°00'01.2772"	133°01'56.5813"
4	34°00'01.8072"	133°01'54.3008"
5	34°00'02.4295"	133°01'53.6984"
6	34°00'02.9347"	133°01'53.5049"
7	34°00'03.0672"	133°01'53.5884"
8	34°00'02.8272"	133°01'54.3706"
9	34°00'03.5627"	133°01'56.2523"
10	34°00'03.4903"	133°01'56.6543"
11	34°00'02.7585"	133°01'57.3276"

三 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
朝倉北一〇一号谷
(二) 砂防法第二条の土地の表示
愛媛県今治市朝倉北の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°00'04.2175"	133°01'40.8249"
2	34°00'04.0594"	133°01'41.2592"
3	34°00'04.0161"	133°01'41.9438"
4	34°00'04.1284"	133°01'42.2410"
5	34°00'04.3670"	133°01'42.1916"
6	34°00'04.7897"	133°01'42.0161"
7	34°00'04.9363"	133°01'42.5129"
8	34°00'05.5437"	133°01'42.2545"

○北海道開発局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十五日から二週間北海道開発局及び同局旭川開発建設部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十五日

北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 四十号

(三) 指定する道路の部分

区 間 幅 員 延 長

北海道中川郡音威子府村字音威子府二八番二から同郡中川 一一・〇八、一九五・一五、一八、四五四町字巻八六五番二地先まで

(四) 指定する期日 令和八年二月二十五日

○北海道開発局告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十五日から二週間北海道開発局及び同局室蘭開発建設部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十五日

北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 二百三十五号

(三) 指定する道路の部分

区 間 幅 員 延 長

北海道沙流郡日高町字美原三四一番三から同道新冠郡新冠町 一一・六四、一二五・四八、九、七八五字高江七〇番二まで

(四) 指定する期日 令和八年二月二十五日

国会事項

衆議院

常任委員長選任
二月二十日議院において、次のとおり各常任委員長を選任した。

- 内閣委員長 山下 貴司
総務委員長 古川 康
財務委員長 井上 英孝
外務委員長 國場幸之助
財務金融委員長 武村 展英
文部科学委員長 齋藤 洋明
厚生労働委員長 大串 正樹
農林水産委員長 藤井比早之
経済産業委員長 工藤 彰三
国土交通委員長 富樫 博之
環境委員長 宮路 拓馬
安全保障委員長 西村 明宏
国家基本政策委員長 柴山 昌彦
予算委員長 坂本 哲志
決算行政監視委員長 山口 壯
懲罰委員長 斉藤 鉄夫

特別委員長互選

二月二十日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。
災害対策特別委員長 関 芳弘
政治改革に関する特別委員長 美延 映夫
沖縄及び北方問題に関する特別委員長 島尻安伊子
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 長島 昭久
消費者問題に関する特別委員長 笠 浩史
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員長 西銘恒三郎
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽 秀樹
憲法審査会会長互選
二月二十日憲法審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。
憲法審査会会長 古屋 圭司

情報監視審査会会長互選

二月二十日情報監視審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。
情報監視審査会会長 船田 元

政治倫理審査会会長互選

二月二十日審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。
政治倫理審査会会長 田中 和徳

議案提出

二月二十日内閣から提出した議案は次のとおりである。
令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算

報告書受領

二月二十日内閣から次の報告書を受領した。
内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年十月二十一日から令和八年二月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

見込額書受領

二月二十日内閣から次の見込額書を受領した。
地方交付税法第七条の規定に基づく令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

議事日程

二月二十四日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第三号
令和八年二月二十四日（火曜日）
午後一時開議
一 国務大臣の演説に対する質疑

参議院

議案受領（予備審査）

二月二十日内閣から次の議案が送付された。
令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）

報告書受領

二月二十日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年十月二十一日から令和八年二月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

質問主意書提出

二月二十日議員から次の質問主意書が提出された。
点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一号）

議案付託（予備審査）

二月二十日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。
令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）

人事異動

内閣府大臣補佐官に任命する
中田 宏
小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる（二月二十日）

皇室事項

認証官任命式
二月十九日午後八時十分、宮中において、デジタル大臣兼内閣府副大臣今枝宗一郎、復興副大臣田所嘉徳、復興副大臣兼内閣府副大臣瀬戸隆一、内閣府副大臣岩田和親、同鈴木隼人、同津島淳、総務副大臣堀内詔子、同高橋克法、法務副大臣三谷英弘、外務副大臣国光あやの、同堀井巖、財務副大臣中谷真一、同舞立昇治、文部科学副大臣小林茂樹、同中村裕之、厚生労働副大臣長坂康正、同仁木博文、農林水産副大臣根本幸典、同山下雄平、経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎、同山田賢司、国土交通副大臣佐々木紀、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣酒井庸行、環境副大臣青山繁晴、環境副大臣兼内閣府副大臣辻清人及び防衛副大臣兼内閣府副大臣宮崎政久の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、ノルウェー国王陛下の御誕生日につき、二月二十日御祝電を差せられた。
天皇陛下は、エストニアの独立記念日につき、二月二十日同国大統領閣下へ御祝電を差せられた。

また、同日内閣を経由して総務大臣から、地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を受領した。
また、同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

官報

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人米村俊郎は願により公証人を免ぜられた。
 野下智之は公証人に任命され、東京法務局所属公証人米村俊郎の後任を命ぜられた。(以上二月十六日(法務省))

産業

日本産業規格

令和8年2月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和8年2月25日
 国土交通大臣 金子 恭之 記

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)
 鉄道信号保安部品一振動試験方法 E3014
 鉄道信号用リレーの色別及び種標通 E3031 則

(内容省略)
 備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(https://www.jisc.go.jp)において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び内閣府沖繩総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第1号
 北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年北海道運輸局最低賃金公示第5号)、北海道海上旅客運送業最低賃金(平成9年北海道運輸局最低賃金公示第6号)、北海道漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年北海道運輸局最低賃金公示第2号)の改正について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060-0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。
 令和8年2月25日

北海道運輸局長 井上 健二
 北海道地方交通審議会の意見(要旨)

- 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員(船長を含む。)[267,950円]を[278,800円]に、ただし書の職員[251,500円]を[262,350円]に、部員[209,400円]を[220,250円]に、ただし書の海上経歴3年未満の部員[200,200円]を[211,050円]にそれぞれ改正することが適当である。
- 北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員(船長を含む。)[263,800円]を[272,300円]に、部員[202,950円]を[211,450円]にそれぞれ改正することが適当である。
- 北海道漁業(沖合底びき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額[216,500円]を[226,500円]に改正することが適当である。

東北運輸局最低賃金公示第1号
 東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号)、東北海上旅客運送業最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第3号)、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号)及び東北漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号)の改正について答申があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983-8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地」あて提出されたい。
 令和8年2月25日

東北運輸局長 吉田 昭二
 東北地方交通審議会の意見(要旨)

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[268,650円]を[278,750円]に、ただし書の課程修了後の勤務時間が一定の期間に満たない職員[252,200円]を[262,300円]に、部員[209,550円]を[219,650円]に、ただし書の海上経歴3年未満の部員[200,400円]を[210,500円]に改正することが適当である。
- 東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[263,300円]を[272,100円]に、部員[201,400円]を[209,900円]に改正することが適当である。
- 東北漁業(沖合底びき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、[219,700円]を[229,500円]に改正することが適当である。
- 東北漁業(大中型まき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、[218,200円]を[227,700円]に改正することが適当である。

法務省告示第百二十九号

大分県豊後大野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年二月二十五日まで、同市長に対して、次の手続をしてほしい。
 一 当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した場合は、その事項を更に申し出ること。

一 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意
 一 申出は、口頭でも差し支えない。
 一 申出の手続について分からないことがあれば、豊後大野市役所又は大分地方法務局竹田支局に照会すること。
 令和八年二月二十五日

法務大臣 平口 洋
 大分県大野市長吉村大智 東北無番地 上田 孝伯
法務省告示第百三十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
 令和八年二月二十五日

法務大臣 平口 洋

- 住所 千葉県浦安市
 王紅 昭和50年3月1日生
 王雪怡 平成13年5月25日生
 王美怡 平成15年2月13日生
 王永康 平成23年7月13日生
- 住所 名古屋市昭和区
 オマル・ファルウク・ハッジ・モハメッド 昭和55年2月25日生
- 住所 鹿児島県霧島市
 ポービル・リュウドミラ・アンドリブナ 平成6年7月8日生
- 住所 愛知県刈谷市
 レー・ティ・フォン・ユン 昭和52年11月25日生
- 住所 東京都中央区
 駱曉華 昭和57年6月26日生
- 住所 東京都杉並区
 サムボー・バト・エルデネ 昭和46年9月23日生
- 住所 兵庫県淡路市
 オフェル・ヨラム 昭和37年4月13日生
- 住所 東京都台東区
 朴丹妮 平成6年11月8日生
- 住所 埼玉県入間郡三芳町
 カムキン・アレクサンダル・ヴェニヤミノヴィチ 平成3年7月17日生
- 住所 東京都品川区
 トウラン・アハメット・フルカン 平成6年10月31日生

住所 群馬県伊勢崎市
ロケ・ナス・カフレ 平成6年12月15日生

住所 群馬県吾妻郡中之条町
ジェミニアノ・ファースト・プリオネス・サントス 昭和40年4月5日生

ジェアン・シャイナ・ドミンゴ・サントス 平成12年10月29日生

住所 愛知県岡崎市
ジュデル・ジョセブ・ドミンゴ・サントス 平成5年9月21日生

住所 東京都狛江市
ジボイエ・ドミンゴ・サントス 平成7年8月6日生

住所 東京都葛飾区
鄭鈞元 昭和59年7月1日生

住所 栃木県真岡市
ブレンダ・エミコ・ウリアス・コヤンテス 平成6年11月16日生

シェイラ・テルエ・ウリアス・コヤンテス 平成9年12月5日生

住所 栃木県小山市
サレヒ・タヘレ 昭和63年4月17日生

住所 東京都墨田区
李宗諺 平成4年2月20日生

住所 大阪市平野区
郷良依 令和6年2月13日生

住所 横浜市神奈川区
河承台 昭和53年8月12日生

住所 愛知県常滑市
王玉芳 平成元年2月19日生

解康介 平成29年8月13日生

解柚介 令和2年12月10日生

住所 東京都渋谷区
趙縛 平成3年2月24日生

住所 京都市右京区
李門憲 昭和30年1月15日生

住所 大阪市天王寺区
王瑩瑩 昭和60年1月22日生

住所 東京都清瀬市
金明姫 昭和54年12月14日生

崔智汨 平成20年3月20日生

崔智厚 平成23年8月6日生

崔雅汨 平成27年2月10日生

住所 長野県北佐久郡軽井沢町
尤力都孜阿合買提 昭和59年3月7日生

住所 千葉県習志野市
邱旻葵 平成5年8月31日生

住所 鳥取県米子市
サンディア・ボカレル・プリ 平成8年11月5日生

住所 栃木県那須塩原市
アンジャン・ケー・シー 平成6年12月31日生

アーチス・ケー・シー 令和3年1月11日生

アリオン・ケー・シー 令和6年8月9日生

住所 静岡県袋井市
セリナ・ハルミ・ワタナベ 平成11年7月9日生

住所 東京都足立区
ラメス・ダムレ 昭和61年11月30日生

住所 北海道帯広市
周成紅 昭和57年11月10日生

住所 千葉県八千代市
車惠星 昭和61年3月31日生

李絢雅 平成25年12月25日生

住所 名古屋市中南区
朴順任 昭和25年10月18日生

住所 東京都世田谷区
王宏宇 平成2年11月1日生

王英莉佳 令和6年11月27日生

住所 東京都武蔵野市
郎玲 昭和58年6月23日生

住所 静岡県島田市
リアナ・ハルミ・ハマサキ 昭和36年9月11日生

住所 東京都台東区
劉緒鵬 昭和56年9月28日生

住所 東京都江戸川区
モハammad・カシムバイ・バルマル 昭和61年6月27日生

サキナ・モハammad・バルマル 平成6年2月15日生

サイフディン・モハammad・バルマル 令和元年5月16日生

住所 東京都江戸川区
ザイナブ・モハammad・バルマル 令和7年7月18日生

住所 福岡市中央区
サソット・シュレストマリ 平成元年2月10日生

住所 埼玉県鶴ヶ島市
鳥休爾依不拉依木 昭和54年6月26日生

帕孜来提熱吉甫 昭和55年2月11日生

鳥休爾再麗娜 平成23年2月26日生

鳥休爾再菲拉 平成26年3月12日生

住所 埼玉県越谷市
タラフダール・アブデュッラ・アル・マムン 昭和60年6月15日生

住所 埼玉県川越市
デイシー・チコ・ツノダ 昭和35年1月26日生

アリ・レザ・チコ 昭和62年7月7日生

住所 埼玉県川口市
マリラム・チコ 昭和58年1月13日生

住所 埼玉県富士見市
徐卷變 昭和59年6月22日生

住所 埼玉県新座市
アモル・アルン・ダブケ 昭和55年1月19日生

住所 岐阜県恵那市
イザ・サオリ・クリヤマ 平成10年1月7日生

住所 岐阜県大垣市
エンヒケ・カワイ 平成2年3月16日生

住所 東京都世田谷区
リザ・ダガンダン・アオヤマ 昭和46年5月21日生

住所 岡山県倉敷市
韓鳳嬌 平成2年4月26日生

住所 川崎市川崎区
宋錫守 昭和42年8月16日生

宋倫那 平成20年1月21日生

宋隆熙 平成22年11月25日生

住所 神奈川県愛甲郡愛川町
アンジェロ・ランチェ・ペレリン・リム 平成13年9月19日生

アンジェラ・サチ・ペレリン・リム 平成18年2月1日生

住所 滋賀県大津市
洪千香 昭和50年10月10日生

住所 東京都文京区
易磊 昭和60年5月17日生

住所 東京都足立区
于炎平 昭和57年10月28日生

遲威 昭和57年1月29日生

遲志丞 平成22年7月7日生

遲孝頤 平成27年11月24日生

住所 東京都港区
ファン・ティ・アイ・チャム 平成2年12月28日生



諸事項

証票無効

法人、地方法人、復興特別法人、所得、復興特別所得、消費、印紙、地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章
令和7年4月1日交付 第令6-000000021号
都城税務署 財務事務官 北山 匠悟 名義分
令和7年12月15日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和8年2月25日 国税庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知
令和八年二月二十五日

外務大臣 茂木 敏充
次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第百二十六号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年三月三十日まで、に外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。
なお、この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。
また、行政事件訴訟法（昭和二十七年法律第百二十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六ヶ月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。
一、氏名 藤原 秀明
生年月日 昭和五十三年六月五日生
申請上の住所 東京都
二、返納すべき旅券
旅券番号 TT5158354048
発行年月日 令和六年三月二十七日
旅券名義人 藤原 秀明

三 返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和七年十二月十日、東京簡易裁判所裁判官から詐欺事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年一月十九日、警察庁から外務大臣にその旨通達があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができるとなる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第10339号

埼玉県飯能市栄町24番地9

申立人 飯能信用金庫

本籍埼玉県富士見市鶴瀬西3丁目8番、最後の住所埼玉県富士見市鶴瀬西3丁目8番13-302号、死亡の場所埼玉県富士見市、死亡年月日令和7年5月28日、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和39年9月13日、職業法人役員

被相続人 亡 高野 美明

事務所埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目6番38号花磯ビル301 秋山誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 秋山 誠

催告期間満了日 令和8年9月11日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和8年(家)第30号

埼玉県草加市高砂1-1-1

申立人 草加市長 瀬戸百合子

本籍埼玉県草加市花栗1丁目83番地5、最後の住所埼玉県草加市花栗1丁目13番6号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和5年12月24日頃推定、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和28年12月26日、職業不明

被相続人 亡 武井 由和

事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目17番地15アヴェニユー南越谷4階ユアライト総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土屋 文博

催告期間満了日 令和8年9月11日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第585号

埼玉県熊谷市円光1丁目1-33 いづみマンション304

申立人 一般社団法人後見けやき

本籍埼玉県羽生市大字下川崎1395番地、最後の住所埼玉県羽生市大字下川崎1395番地、死亡の場所埼玉県羽生市、死亡年月日令和7年8月23日、出生の場所埼玉県羽生市、出生年月日昭和11年8月19日、職業無職

被相続人 亡 廣瀬 文子

事務所埼玉県熊谷市筑波2丁目50番地1 センターフィールド熊谷ビル 6階 あす総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 猪原 英和

催告期間満了日 令和8年9月24日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第636号

東京都新宿区四谷4丁目18番地58

申立人 シャンブル四谷管理組合

本籍東京都江東区南砂3丁目1番地、最後の住所埼玉県熊谷市柿沼334番地1 ほのぼの荘熊谷、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和6年5月24日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和22年4月12日、職業無職

被相続人 亡 廣瀬 孝夫

事務所埼玉県熊谷市筑波1丁目56番地1 ワンテスクエアビル2階 丸田・白石法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 雅史

催告期間満了日 令和8年9月24日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第662号

埼玉県行田市大字馬見塚693番地 特別養護老人ホームおきな

申立人 柳田由利子

本籍埼玉県行田市駒形1丁目6732番地、最後の住所埼玉県行田市駒形1丁目2番3号、死亡の場所埼玉県行田市、死亡年月日令和6年2月20日、出生の場所埼玉県行田市、出生年月日昭和32年7月3日、職業不明

被相続人 亡 柳田 久雄

事務所埼玉県行田市忍2丁目14番22号 川野健人司法・調査士事務所

相続財産清算人 司法書士 田部井佳子

催告期間満了日 令和8年9月24日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第30366号

千葉県松戸市串崎南町72番地の2

申立人 長友 直美

本籍青森県五所川原市字下平井町7番地、最後の住所千葉県松戸市五香西6丁目10番地の15 ベルソレイユ五香、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和7年8月29日、出生の場所青森県北津軽郡飯詰村、出生年月日昭和21年11月19日、職業無職

被相続人 亡 柳原ゆき子

事務所千葉県柏市末広町6-4 有岡ビル3階B号室 柏ブルーム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本 英恵

催告期間満了日 令和8年10月6日

千葉県家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第73104号

東京都港区赤坂2丁目3番5号

申立人 株式会社東京スター銀行

本籍東京都練馬区早宮3丁目34番、最後の住所東京都練馬区早宮3丁目34番22号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和6年11月17日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和28年6月21日、職業不明

被相続人 亡 松田 守弘

事務所東京都港区西新橋1丁目12番8号西新橋中ビル5階 ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 敦士

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73261号

東京都豊島区長崎2-27-15司法書士羽根事務所

申立人 羽根 一樹

本籍東京都豊島区南大塚1丁目43番、最後の住所東京都豊島区西巢鴨2丁目2番2号ゆたか荘101号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和7年11月26日、出生の場所山口県吉敷郡秋穂町、出生年月日昭和22年7月12日、職業無職

被相続人 亡 藤原 宏彦

事務所東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル8階802号室 弁護士法人一番町総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 別宮聡太郎

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第40030号

神奈川県横浜市金沢区能見台4丁目4番地21いこいの街B棟705号

申立人 鈴木 雅子

本籍千葉県野田市柳沢42番地139、最後の住所神奈川県横浜市金沢区能見台4丁目4番地21いこいの街B棟705号、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和7年10月13日、出生の場所青森県北津軽郡鶴田町、出生年月日昭和38年5月6日、職業経営者

被相続人 亡 鈴木 寿雄

事務所横浜市中区相生町1-3モアグランド関内ビル5階

相続財産清算人 弁護士 若井 公志

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40053号

横浜市中区日本大通17番地JPR横浜日本大通ビル2階

申立人 赤坂 舞

本籍神奈川県鎌倉市西鎌倉2丁目4番、最後の住所神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目13番1号フローレンスケア鎌倉、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和7年10月11日、出生の場所神奈川県横浜市戸塚区、出生年月日昭和34年1月20日、職業無職

被相続人 亡 吉川みどり

事務所神奈川県横浜市中区日本大通60朝日生命横浜ビル7階

相続財産清算人 弁護士 本間 春代

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第2181号

愛知県蒲郡市鹿島町西郷63番地

申立人 酒井すみ子

本籍愛知県豊橋市石巻町字中屋敷71番地、最後の住所愛知県豊橋市石巻町字中屋敷71番地、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年8月7日、出生の場所愛知県蒲郡市、出生年月日昭和55年12月30日、職業不明

被相続人 亡 磯野 寛司

事務所愛知県豊橋市中世古町109番地2 1階くすの木通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 展

催告期間満了日 令和8年9月7日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和8年(家)第40008号

長野県木曾郡木曾町福島4855番地8
申立人 奥原 秀孝
本籍長野県木曾郡木曾町三岳8926番地1、最後の住所長野県木曾郡木曾町福島6904番地1、死亡の場所長野県木曾郡木曾町、死亡年月日令和7年10月29日、出生の場所長野県木曾郡三岳村、出生年月日昭和33年7月26日、職業無職
被相続人 亡 上條 年之
事務所長野県木曾郡木曾町福島4855番地8 奥原秀孝司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 奥原 秀孝
催告期間満了日 令和8年9月7日
長野家庭裁判所松本支部

令和8年(家)第10001号

名古屋市中村区椿町7番9号
申立人 愛知県信用保証協会
本籍埼玉県所沢市並木3丁目1番地、最後の住所愛知県常滑市樽水町2丁目17番地、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日令和7年5月21日、出生の場所愛知県知多郡大野町、出生年月日昭和24年12月6日、職業不明
被相続人 亡 兼松 宗正
愛知県半田市昭和町1丁目35番地半田名鉄南館ビル3階 榊原顕太郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 榊原顕太郎
催告期間満了日 令和8年9月7日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第7131号

神奈川県相模原市南区鶴野森1-30-1~5
申立人 相模原リリエンハイム管理組合
本籍神奈川県相模原市南区鶴野森1丁目350番地2、最後の住所神奈川県相模原市南区鶴野森1丁目30番2-306号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和5年8月27日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和13年1月12日、職業不明
被相続人 亡 北國 建雄
神奈川県相模原市南区相模大野3丁目16番15号相模大野スカイビル6F 弁護士法人かふう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮下哲太郎
催告期間満了日 令和8年9月24日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第20257号

浜松市中央区下池川町27番1号
申立人 天林寺

本籍静岡県磐田市気子島1598番地1、最後の住所静岡県磐田市気子島1598番地1、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年3月28日、出生の場所静岡県浜名郡庄内村、出生年月日昭和30年9月28日、職業不明
被相続人 亡 井村 恭子
静岡県磐田市西之島526番地安間法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安間 龍彦
催告期間満了日 令和8年9月21日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第3341号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都新宿区須賀町6番地、最後の住所神奈川県厚木市愛甲3丁目2番1号 ライオンズマンション愛甲石田205、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年10月28日、出生の場所東京市本郷区、出生年月日昭和17年1月4日、職業不詳
被相続人 亡 松居 道治
事務所神奈川県厚木市中町4丁目5番14号国際厚木ビル5階 みさき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 立川 絵美
催告期間満了日 令和8年9月17日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和8年(家)第3014号

熊本市東区健軍2丁目7番12号
申立人 松村 俊宏
本籍熊本県熊本市中央区国府1丁目3番、最後の住所熊本市中央区国府3丁目27番30号、死亡の場所熊本県熊本市中央区、死亡年月日令和7年12月14日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和9年11月23日、職業無職
被相続人 亡 前川久美子
事務所熊本市東区健軍2丁目7番12号
相続財産清算人 司法書士 松村 俊宏
催告期間満了日 令和8年9月18日
熊本家庭裁判所

令和8年(家)第5008号

東京都多摩市関戸6-8-1-205
申立人 中野 順枝
本籍広島県府中市府中町727番地4、最後の住所長野県東御市御牧原4411番地、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和7年10月15日、出生の場所岡山県真庭郡勝山町、出生年月日昭和20年6月12日、職業無職
被相続人 亡 森 康太郎

事務所長野県東御市加沢1404番地20 すみれ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀内 優香
催告期間満了日 令和8年10月5日
長野家庭裁判所上田支部

令和8年(家)第80093号

大阪府茨木市下穂積1丁目3番601号
申立人 片岡 幸子
本籍兵庫県尼崎市善法寺町38番地、最後の住所大阪府東淀川区東淡路1丁目5番2-415号、死亡の場所大阪府大阪市東淀川区、死亡年月日令和7年5月10日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和5年2月5日、職業無職
被相続人 亡 畑 俊一
大阪府北区西天満4丁目3番25号梅田プラザビル7階
相続財産清算人 弁護士 森井 祐吾
催告期間満了日 令和8年10月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4370号

大阪府八尾市天王寺屋2丁目121番地の1 レックスシティ八尾志紀703号
申立人 井出佳代子
本籍東京都中野区江原町1丁目48番地、最後の住所大阪府柏原市平野1丁目2番8-405号バナグレーブ、死亡の場所大阪府堺市南区、死亡年月日令和7年7月10日、出生の場所中華民国河南省開封市、出生年月日昭和20年2月14日、職業会社役員
被相続人 亡 安田 邦弘
事務所大阪府北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階
相続財産清算人 弁護士 川端さとみ
催告期間満了日 令和8年9月24日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第5166号

岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市中庄3047番地、最後の住所岡山県倉敷市中庄3095番地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日推定令和7年2月14日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和27年7月13日、職業不明
被相続人 亡 吉岡 辰己
岡山県笠岡市中央町36番地1 トピア駅前ビル3階 備中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片岡 靖隆
催告期間満了日 令和8年9月11日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和8年(家)第80001号

佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15番3号
申立人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会
本籍佐賀県東松浦郡玄海町大字有浦上1687番地、最後の住所佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾432番地8 特別養護老人ホーム玄海園、死亡の場所佐賀県唐津市、死亡年月日令和7年5月18日、出生の場所佐賀県東松浦郡玄海町、出生年月日昭和25年3月13日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 忠治
佐賀県唐津市東唐津4丁目2番10号
相続財産清算人 弁護士 中川 正幸
催告期間満了日 令和8年9月11日
佐賀家庭裁判所唐津支部

令和7年(家)第7362号

福岡県糟屋郡粕屋町若宮2丁目10番11号
申立人 安河内まゆみ
本籍福岡県嘉麻市上山田425番地、最後の住所福岡県福岡市博多区対馬小路5番1号プレアール対馬小路602号、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和7年8月5日、出生の場所福岡県山田市、出生年月日昭和34年1月3日、職業医師
被相続人 亡 川原 雅樹
事務所福岡県福岡市中央区赤坂1-7-5 ロマネスク赤坂第2-305号
相続財産清算人 弁護士 井上 昭宏
催告期間満了日 令和8年10月15日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第80092号

長崎県諫早市多良見町シーサイド20番地196
申立人 雪野 慶子
本籍佐賀県佐賀市金立町大字金立2385番地、最後の住所佐賀市西与賀町大字厘外847番地8 T-Nexus SAGA 202号、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日推定令和7年10月28日、出生の場所長崎県平戸市、出生年月日昭和37年7月12日、職業無職
被相続人 亡 於保 尚博
佐賀市松原1丁目4番28号弁護士法人安永法律事務所
相続財産清算人 藤崎 純一
催告期間満了日 令和8年9月6日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第40425号

北海道石狩郡当別町北栄町15-1

申立人 宮尾 孝子

本籍北海道札幌市南区川沿9条4丁目1番、最後の住所札幌市清田区真栄5条3丁目3番12号、死亡の場所北海道札幌市清田区、死亡年月日令和5年11月1日、出生の場所北海道江別市、出生年月日昭和33年11月28日、職業無職

被相続人 亡 鎌仲 祐子

札幌市中央区南1条西24丁目1番8号エスターアベニュー301号 円山・参道前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 和彦

催告期間満了日 令和8年9月30日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40435号

新潟県新潟市西区とぎめき西2-7-14

申立人 北市 辰也

本籍北海道札幌市北区北37条西3丁目301番地、最後の住所札幌市手稲区富丘4条4丁目2番2号エスポワール富丘102号、死亡の場所北海道札幌市手稲区、死亡年月日令和7年8月11日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和46年5月18日、職業不明

被相続人 亡 高橋 光司

札幌市中央区大通西14丁目1番地9ダイアパレス大通701号室 めぐみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤めぐみ

催告期間満了日 令和8年9月30日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第9104号

札幌市中央区北2条西7丁目1番地

申立人 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
本籍北海道旭川市豊岡5条1丁目4番、最後の住所旭川市豊岡5条1丁目4番6号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和5年5月12日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和14年6月29日、職業無職

被相続人 亡 下田千恵子

事務所旭川市大町2条1丁目6番125号 酒井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 酒井 将平

催告期間満了日 令和8年9月30日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第40148号

岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第6地割27番地

申立人 吉田 盛雄

本籍岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第6地割27番地、最後の住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割9番地62、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和7年8月21日、出生の場所岩手県紫波郡紫波町、出生年月日昭和41年11月19日、職業会社員

被相続人 亡 吉田 勝人

事務所盛岡市菜園1丁目11番3号 カガヤ菜園ビル7階 盛岡ナンテン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 及川 啓紀

催告期間満了日 令和8年9月25日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第40150号

岩手県釜石市甲子町10-21-3

申立人 野田摩理子

本籍岩手県紫波郡紫波町小屋数字関口29番地1、最後の住所岩手県紫波郡紫波町小屋数字関口29番地1、死亡の場所岩手県紫波郡紫波町、死亡年月日推定令和5年9月23日、出生の場所青森県三戸郡田子町、出生年月日昭和45年3月26日、職業不詳

被相続人 亡 佐藤 正勝

事務所盛岡市中ノ橋通1丁目4-22中ノ橋106ビル 403号室

相続財産清算人 弁護士 大川 輝

催告期間満了日 令和8年9月24日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第20021号

栃木県那須塩原市北栄町633番地2

申立人 斉藤恵美子

本籍栃木県那須塩原市北栄町633番地2、最後の住所栃木県那須塩原市北栄町633番地2、死亡の場所栃木県那須塩原市、死亡年月日令和3年6月14日、出生の場所島根県美濃郡都茂村、出生年月日昭和20年2月2日、職業無職

被相続人 亡 村上 良明

事務所栃木県矢板市末広町45-7 弁護士法人おおり総合法律事務所矢板支店

相続財産清算人 弁護士 酒井 優壽

催告期間満了日 令和8年9月11日

宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第30357号

千葉県松戸市小金原7丁目1番の23

申立人 小金原住宅管理組合法人

本籍東京都葛飾区お花茶屋3丁目21番、最後の住所千葉県松戸市小金原7丁目1番地小金原団地22棟501号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所埼玉県草加市、出生年月日昭和47年3月4日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 啓一

事務所千葉県柏市柏2-6-7 佐山ビル3階 弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所

相続財産清算人 弁護士 富田 千鶴

催告期間満了日 令和8年10月9日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第30010号

千葉県船橋市海神町南1丁目1463番地1コスモ西船橋602号

申立人 遠山 幸男

本籍千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷1丁目301番地6、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷1丁目12番34-8号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年9月25日、出生の場所栃木県大田原市、出生年月日昭和33年10月1日、職業無職

被相続人 亡 宮川 浩一

事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 神谷 敦宏

催告期間満了日 令和8年10月9日

千葉家庭裁判所松戸支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第247号

栃木県宇都宮市下岡本町4142番地

申立人 中村 和広

本籍静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見9552番地、最後の住所栃木県小山市大字梁375番地

不在者 中村 葉子

大正14年6月25日生

届出期間満了日 令和8年7月20日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第2584号

東京都立川市錦町2丁目8番3号立川錦町パーク・ホームズ505号

申立人 牧野 牧子

本籍東京都立川市錦町2丁目8番、最後の住所東京都立川市錦町2丁目8番3号立川錦町パーク・ホームズ505号

不在者 牧野 裕

昭和23年11月23日生

届出期間満了日 令和8年6月4日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第363号

沖縄県中頭郡西原町字我謝804マンションタイラ305

申立人 古謝 盛幸

本籍沖縄県南城市知念字久原76番地、最後の住所沖縄県南城市知念字久原76番地

不在者 古謝 景繁

昭和17年12月15日生

届出期間満了日 令和8年6月12日

那覇家庭裁判所

令和7年(家)第261号

沖縄県沖縄市与儀1丁目13番7号

申立人 宮里 澄江

申立人手続代理人弁護士 兒玉 竜幸
本籍沖縄県沖縄市与儀1丁目144番地、最後の住所ペルー国リマ市リマツク区フランシスコピサロ街1138

不在者 宮里 泰徳

昭和18年11月10日生

届出期間満了日 令和8年6月18日

那覇家庭裁判所沖縄支部

失踪宣告取消**令和7年(家)第10047号**

本籍東京都荒川区東尾久5丁目2400番地、最後の住所東京都荒川区東尾久5丁目5番11号
失踪者 白石 幸次

昭和29年1月15日生

令和8年2月3日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第4号

高知市一宮中町1丁目1番11
申立人 株式会社西宮産業
代表者代表取締役 宮田 稔久
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月26日
令和8年1月27日 室蘭簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通

手形番号 S B18067
金額 2,706,840円
支払期日 令和7年1月5日
支払地 北海道室蘭市
支払場所 株式会社北洋銀行室蘭中央支店
振出日 令和6年8月25日
振出地 北海道室蘭市入江町1番地19
振出人 株式会社栗林商会 取締役社長 栗林和徳
受取人 新東化成株式会社
裏書人 新東化成株式会社 代表取締役 稲田良一
被裏書人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（へ）第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

神奈川県小田原市国府津3丁目14番22号
申立人 尾崎 俊昭
権利の届出の終期 令和8年1月30日
令和8年2月6日 小田原簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)土地 神奈川県小田原市国府津三丁目1411番3 原野 26平方メートル
- (2)登記年月日番号 横浜地方務局西湘二宮支局 明治43年6月7日受付第3079号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定
原因 明治43年6月1日設定
目的 建物(東方3町1尺4寸4分、西方3間1尺4寸4分、南方3間3尺6寸、北方3間4尺8寸)
存続期間 明治43年6月1日より同53年5月31日
地代 1坪1年40銭
地上権者 高座郡茅ヶ崎町高田1230番地
水越 謙

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第30号

茨城県土浦市並木3丁目16番5号
債務者 有限会社躍進タクシー
代表者代表取締役 小野 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 義章
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時40分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年（フ）第55号

北海道函館市元町29番15号
債務者 株式会社元町マリンハウス
代表者代表取締役 清水 忍み子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴 素直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時10分

函館地方裁判所

令和8年（フ）第149号

北海道白老郡白老町字萩野73番地
債務者 医療法人社団生田医院
代表者理事長 松嶋 喬

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 開本 英幸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時30分

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第6626号

大阪府八尾市八尾木北6丁目29番地
債務者 インタートラスト株式会社
代表者代表取締役 諏訪 久代

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 手島 将志

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第371号

大阪市中央区南本町3丁目1番12号
債務者 株式会社トレンドメイク
代表者代表取締役 吉田 幸平

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第372号

大阪市中央区南本町3丁目1番12号
債務者 株式会社イクスループ
代表者代表取締役 吉田 幸平

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第478号

大阪府寝屋川市黒原旭町5番13号第1松田ハイム1F
債務者 ガラバゴスプロジェクト株式会社
代表者代表取締役 岡本 恵一

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 保田 友久

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第96号

仙台市太白区柳生字稲荷22番地の1
債務者 小笠原将太

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 煙山 正大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第14号

山形県米沢市万世町金谷302番地の4
債務者 オクヤマ電設こと 奥山 憲一

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 哲
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時30分

山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第83号

青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字長内28番地1
債務者 阿保 宏美

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山川 理宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第642号

鹿児島市喜入瀬々串町604番地314
債務者 浅部 忠

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下之蘭優貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第465号

盛岡市南大通1丁目10番28—1003号

債務者 篠原 富子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 聡子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

破産手続終結**令和6年（フ）第294号**

福岡市城南区梅林3丁目32番7号

破産者 株式会社サプライヤードットコム

- 1 決定年月日 令和8年2月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部

令和4年（フ）第811号

大阪市中央区南船場4丁目12番22号

破産者 株式会社バンクシー

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第5914号

大阪府東大阪市菱屋西5丁目3番7号

破産者 株式会社グラティア

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第882号

大阪市中央区高津2丁目7番3号

破産者 株式会社バリーボンド

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第883号

（最後の住所）大阪府東大阪市菱屋西4丁目5番12号

破産者 被相続人亡池正之助相続財産

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1334号

大阪市生野区箕北4丁目5番1号

破産者 株式会社Tワークス

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第97号

栃木県宇都宮市下岡本町2005番地12

破産者 高野 利夫

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第140号

栃木県矢板市塩田225番地

破産者 和気こと 和氣 保典

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第375号

栃木県小山市暁2丁目6番1号 フラワーレジデンスM&R101号室、開始決定時の住所

破産者 半田 怜

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年（フ）第214号

（最後の住所）宮崎市原町8番8号

破産者 亡平吉廣年相続財産

- 1 決定年月日 令和8年2月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年（フ）第1240号**

愛知県あま市甚目寺松山23番地、従前の住所

愛知県弥富市鯛浦町上本田190番地4

破産者 岩田 浩治

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時
令和8年2月12日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1241号

愛知県あま市甚目寺松山23番地、従前の住所

愛知県弥富市鯛浦町上本田190番地4

破産者 岩田 暢子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時
令和8年2月12日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第306号

福岡県筑紫野市大字筑紫697番地9（THE

NOBLES 筑紫203号）、開始決定時の住所

福岡県筑紫野市大字筑紫117番地176

破産者 高宮 章

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月10日午前11時30分
令和8年2月10日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第4970号

大阪府吹田市江坂町5丁目12番11—201号

破産者 堀内 善大

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後1時40分
令和8年2月13日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1352号

福岡市西区愛宕2丁目3番2号

破産者 株式会社UPROAD DINING

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前11時
令和8年2月13日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第242号

福井市下荒井町第13号101番地 プレジデント

福井2—401

破産者 辻 幸宏

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月9日午前10時5分
令和8年2月16日
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第2488号

横浜市保土ヶ谷区権太坂1丁目40番16号

破産者 上川 芳樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前11時40分
令和8年2月16日
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第977号

広島市安佐北区落合南2丁目41番8—101号

破産者 加藤 晃大

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後2時30分
令和8年2月16日
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第476号

鹿児島市坂之上7丁目1番19号、前住所鹿兒

島県霧島市隼人町住吉1490番地

破産者 安田 雅英

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午前11時30分
令和8年2月13日
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第1971号

福岡市中央区薬院4丁目2番28—406号 浄水オークパティオ、破産開始決定時の住所福岡市中央区春吉2丁目2番20—806号 K.L.天神南

破産者 中原 悠貴

- 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 一般調査期日 令和8年4月24日午前10時45分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第404号

鹿児島市谷山中央6丁目39番1号

破産者 猪八重美里

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月15日午後2時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年（フ）第520号

新潟市北区新崎1丁目7番7号 佐藤喜次郎方、前住所茨城県水戸市上水戸4丁目6番36—3号 ガーデンハウス梅の里D棟104号

破産者 佐藤 大輔

- 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 一般調査期日 令和8年5月12日午前10時20分

新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第489号

埼玉県新座市畑中3丁目1番15—510号、開始決定時の住所新潟市江南区東本町1丁目4番20号

破産者 妹尾 侑弥

- 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 一般調査期日 令和8年4月28日午前10時30分

新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第530号

(最後の住所) 新潟市東区紫竹5丁目10番12号 オークランド紫竹105号

破産者 亡弥永正治相続財産

- 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 一般調査期日 令和8年5月12日午後1時50分

新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1611号

大阪府大東市諸福6丁目1番8号 第二福德荘2階13号

破産者 寺西 良太

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1555号

福岡市西区小戸4丁目9番9—602号 アルファステイツ姪浜

破産者 小田野あす香

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年4月14日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1923号

福岡市南区横手南町20番地24

破産者 株式会社CROSSFACE

- 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 一般調査期日 令和8年5月14日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第626号

岡山県倉敷市児島樟田町1529番地 フォーブル放駒105

破産者 原 広雄美

- 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 一般調査期日 令和8年5月27日午前10時30分

岡山地方裁判所第3民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第467号

宮崎県東諸県郡国富町大字木脇2813番地2

破産者 前田 俊徳

- 異議申述期間 令和8年3月30日まで
- 令和8年2月16日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第39号

宮崎県串間市大字市木8253番地、住民票上の住所宮崎県日南市大字星倉4461番地3

破産者 東濱 美香

- 異議申述期間 令和8年3月30日まで
- 令和8年2月16日 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年（フ）第5612号

大阪市東淀川区大桐1丁目16番3号 ひかりハイツ 205号

破産者 森 由香理

- 異議申述期間 令和8年4月9日まで
- 令和8年2月12日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第805号

大阪府守口市橋波東之町3丁目8番18—103号

破産者 増田 勝己

- 異議申述期間 令和8年4月10日まで
- 令和8年2月13日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年（フ）第2338号

福岡市東区西戸崎2丁目30番5号

破産者 森田 勇

- 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
- 令和8年2月13日

福岡地方裁判所第4民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第1号

北九州市若松区今光2丁目9番29号

清算株式会社 若松商事株式会社

代表清算人 野口 幸久

- 決定年月日 令和8年2月12日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

特別清算終結

令和7年（ヒ）第18号

埼玉県鴻巣市赤見台4丁目10番13号

清算株式会社 株式会社太陽造型

代表清算人 宮田 晃子

- 決定年月日 令和8年2月12日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（ヒ）第1003号

長野県千曲市上山田温泉1丁目69番地3

清算株式会社 株式会社春榮企画

代表清算人 若林 正樹

- 決定年月日 令和8年2月12日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。長野地方裁判所上田支部

特別清算協定認可

令和7年（ヒ）第2091号

東京都新宿区西新宿3丁目7番1号

清算株式会社 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング

代表清算人 松井 欣也

- 決定年月日 令和8年2月10日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権並びに解散日（令和7年8月21日）の翌日以後の利息債権・遅延損害金請求権等の付随する債権の全額につき、その債務を免除する。

3 新たな財産が発見された場合の取扱い

前記2記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であつて、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（1円未満の端数は切り捨てる）。弁済は、各協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する（振込手数料は清算会社の負担とする）。この場合、前記2に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

4 共益的債権及び優先債権の取り扱い

特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第272号

北海道江別市豊幌美咲町46番地の4
再生債務者 佐々木佳樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第1号

北海道標津郡中標津町西八条南11丁目2番地13
再生債務者 和田 拓美

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和7年(再イ)第216号

埼玉県和光市中央1丁目3番12号 サンプルシャス1-102
再生債務者 笠原 史行

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第326号

名古屋市熱田区明野町16番2号 ファミリアーレ日比野スクエア1002号
再生債務者 吉水 俊毅

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第1号

長崎県松浦市星鹿町北久保免883番地
再生債務者 松本ひとみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和8年(再イ)第22号

札幌市清田区里塚1条4丁目5番13-501号
再生債務者 平口 昌宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第330号

福岡市早良区脇山2丁目3番17-1号
再生債務者 城戸崎紘己

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第7号

福岡市東区箱崎2丁目8番23-101号 グランプラス箱崎1
再生債務者 山下 紘史

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第17号

福岡県朝倉郡筑前町東小田3470番地5
再生債務者 小野寺和也

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第27号

福岡市城南区七隈5丁目7番1号
再生債務者 小野えりこ

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第468号

大阪市都島区都島本通4丁目9番1-304号
再生債務者 魚留 伸義

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第496号

大阪府箕面市粟生新家1丁目13番14号(106号)(営業所の住所 大阪府箕面市小野原東5-1-27 201号)
再生債務者 ふたば整骨院こと 二葉 広和

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第574号

大阪府東大阪市高井田本通7丁目2番12号(営業所の住所 大阪府東大阪市玉串町3-5-18)
再生債務者 タカシ工作所こと 福永 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第327号

福岡市早良区昭代1丁目1番1-808号 テングッド昭代NEXT(住民票上の住所は部屋番号が303号)
再生債務者 河野 徹

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第19号

福岡市西区周船寺1丁目2番26-701号 Mid Garden 三島
再生債務者 西村 峻稀

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第143号

仙台市太白区大野田1丁目4番48号大野田YKハイツB202
再生債務者 今野 裕介

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第5号

埼玉県秩父市山田2264番地23
再生債務者 北原 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月17日まで

さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係

令和8年(再イ)第14号

京都市西京区上桂北村町239番地 レイディ
アンスⅡ 202

再生債務者 井上 寿奈

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第576号

大阪府東大阪市近江堂3丁目12番39号

再生債務者 ジャスタウェイこと 北蘭 賢吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第17号

大阪市淀川区西宮原2丁目5番23-515号

再生債務者 中村 恭輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第3号

兵庫県加東市南山3丁目4番地1

再生債務者 廣川健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

神戸地方裁判所社支部

令和8年(再イ)第4号

兵庫県加東市下滝野1075番地

再生債務者 宮崎 隆明

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

神戸地方裁判所社支部

令和8年(再イ)第1号

和歌山県紀の川市貴志川町神戸1018番地1

サニーレジデンス貴志Ⅰ 101号

再生債務者 田尻 晃啓

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第10号

和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3703番地

再生債務者 山下 智也

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

令和8年(再イ)第5号

広島市安佐北区三入1丁目1番8号

再生債務者 沖野 大志

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第321号

福岡市中央区清川3丁目8番17-505号

アーバンパレス天神南ハートランドタワーA棟

再生債務者 坂本 裕二

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第15号

福岡県春日市春日原東町2丁目44番地3

アネックス春日原405号

再生債務者 原田 廣則

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第18号

福岡市早良区室住団地69番104号

再生債務者 小宮 義久

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第62号

大分市大字駄原2881番地の83 ベルメゾンウエスト105

再生債務者 金山 祐子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月17日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第60号

鹿児島市犬迫町1257番地

再生債務者 下入佐智哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第70号

群馬県前橋市上細井町2066番地9

再生債務者 高野 淳一

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第105号

新潟市中央区東万代町9番38号 ロイヤルパークスER万代1315号

再生債務者 山中 守夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第17号

石川県加賀市山代温泉ヌ99番地1

再生債務者 伊東 英治

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和8年（再イ）第5号

福井市大手2丁目22番30号 プレミスト大手
さくら通り1007号

再生債務者 荒木久美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月6日まで

福井地方裁判所

令和7年（再イ）第49号

静岡県浜松市中央区住吉1丁目4番15号

再生債務者 田中 和義

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和8年（再イ）第4号

静岡県浜松市中央区葵西1丁目11番20号

再生債務者 杉浦 典香

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和8年（再イ）第2号

滋賀県草津市南草津3丁目10番地10-105
セジュールユタカ

再生債務者 園工業こと 園 雅裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和8年（再イ）第2号

山口県宇部市今村南1丁目8番22号

再生債務者 国統 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和8年（再イ）第4号

山口県山陽小野田市大字山川1338番地19

再生債務者 山村 順子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和8年（再イ）第2号

徳島県徳島市名東町2丁目177番地の13

再生債務者 小笠 友司

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第26号

愛媛県新居浜市垣生6丁目15番45号

再生債務者 器哉工業こと 佐伯 警哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月2日まで

松山地方裁判所西条支部

令和7年（再イ）第13号

大分県豊後高田市見目3468番地1

再生債務者 園田 俊幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和8年（再イ）第6号

福井県越前市家久町1207番地の3

再生債務者 岩堀美沙紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月7日まで

福井地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年（再イ）第19号**

島根県松江市西津田10丁目5番15-212号

津田明神団地

再生債務者 長島 正志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 - 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
- 令和8年2月16日 松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始**令和7年（再口）第11号**

静岡県浜松市中央区上島5丁目5-7ヴィ
ラージュミュゲ211号室（住民票上の住所）

愛知県尾張旭市東大久手町4丁目1番地30

再生債務者 山田 兼也

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（再口）第1号

静岡県焼津市大村1丁目10番地の2

再生債務者 神谷 弘和

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月30日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（再口）第1号

静岡県湖西市新居町新居2884番地の3

再生債務者 牧野 浩暉

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年（再口）第21号**

大阪市生野区舍利寺2丁目8番24号

再生債務者 高野 文栄

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年（再口）第4号**

青森県弘前市大字城東5丁目21番地5

再生債務者 松岡恵久子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和8年2月16日 青森地方裁判所弘前支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第9号

千葉県茂原市茂原1102番地1
申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃一
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 千葉県長生郡一宮町宮原519番地
所在等不明共有者 山口 久司
届出期間満了日 令和8年6月10日
令和8年2月10日 千葉地方裁判所一宮支部
(別紙) 物件目録

1 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 582番
地目 田
地積 26平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

2 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 583番
地目 畑
地積 115平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

3 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番1
地目 宅地
地積 97.70平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

4 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 610番2
地目 宅地
地積 17.75平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

5 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 614番
地目 河川敷
地積 46平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

6 所在 長生郡一宮町宮原字川瀨道上
地番 615番1
地目 宅地
地積 59.17平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

7 所在 長生郡一宮町宮原字川瀨道上
地番 615番2
地目 公衆用道路
地積 40平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

8 所在 長生郡一宮町宮原字川瀨道上
地番 615番3
地目 河川敷
地積 42平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

9 所在 長生郡一宮町宮原字川瀨道上
地番 618番1
地目 宅地
地積 219.77平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

10 所在 長生郡一宮町宮原字川瀨道上
地番 618番2
地目 宅地
地積 82.09平方メートル
所在等不明共有者の持分 74分の1

令和7年(チ)第5号

大分市大字宮崎1229番地の6
申立人 岩元 雄二
住所・居所 不明
(最後の住所) 福岡県門司市大里町3770番地
所在等不明共有者 林 キマ
届出期間満了日 令和8年6月5日
令和8年2月12日 大分地方裁判所杵築支部
(別紙) 物件目録

1 所在 大分県国東市武蔵町麻田字横畑
地番 2852番2
地目 山林
地積 166平方メートル
(所在等不明共有者の持分 2分の1)

2 所在 大分県国東市武蔵町麻田字大明
地番 1675番2
地目 田
地積 652平方メートル
(所在等不明共有者の持分 2分の1)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第56号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡小川三千明の最後の住所) 神戸市長田区二葉町1丁目1番2号
所有者 亡小川三千明相続財産
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月10日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市長田区堀切町
地番 1番45
地目 宅地
地積 51.66平方メートル

2 所在 神戸市長田区堀切町1番地20、1番地45
家屋番号 1番の45
種類 倉庫・作業場・居宅
構造 コンクリートブロック造及び木造瓦葺3階建
床面積 1階 31.66平方メートル
2階 57.35平方メートル
3階 63.17平方メートル

令和7年(チ)第61号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡松田政明の最後の住所) 神戸市長田区西丸山町1丁目3番51号
所有者 亡松田政明相続財産
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月10日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市長田区西丸山町一丁目
地番 24番
地目 宅地
地積 78.11平方メートル

2 所在 神戸市長田区西丸山町一丁目
地番 25番
地目 宅地
地積 79.37平方メートル

3 所在 神戸市長田区西丸山町一丁目12番地
家屋番号 13番3
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 37.05平方メートル

4 所在 神戸市長田区西丸山町一丁目25番地
家屋番号 25番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 38.84平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第3号

申立人 国
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪府柏原市太平寺一丁目4番11号ハレルヤハイツ203号
共有者 清水 英紀
届出期間満了日 令和8年4月13日
令和8年2月12日 札幌地方裁判所岩見沢支部
(別紙) 物件目録

所在 岩見沢市北村中央
地番 170番
地目 公衆用道路
地積 65平方メートル
不明共有者 清水英紀の共有持分156分の2

令和7年(チ)第14号

福島県郡山市桑野2丁目3番14号
申立人 西武エステートシステム株式会社
(亡白須スエの最後の住所) 福島県郡山市麓山一丁目1番12号
(亡白須スエの不動産登記記録上の住所) 郡山市麓山一丁目1番12号
所有者 亡白須スエ相続財産
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月10日 福島地方裁判所郡山支部
(別紙) 物件目録

1 所在 郡山市麓山一丁目
地番 110番1
地目 宅地
地積 282.87平方メートル

2 所在 郡山市麓山一丁目
地番 122番
地目 宅地
地積 148.56平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 3 号

相模原市南区栄町14番4号
申立人 増瀬 重剛
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都町田市原町田3丁目15番10号
(商業登記簿上の住所) 相模原市南区相模大野7丁目6番5号
所有者 有限会社大栄リミテッド
(不動産登記記録上の名称) 有限会社大栄測量
届出期間満了日 令和8年4月9日
令和8年2月12日

横浜地方裁判所相模原支部

(別紙) 物件目録
所在 相模原市南区栄町
地番 4255番16
地目 公衆用道路
地積 20平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 1 号

名古屋市西区浮野町97-41
申立人 今井 利治
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市中区栄1丁目22番2号(履歴事項全部証明書上の本店) 名古屋市中区新栄2丁目1番9号
所有者 中央建株株式会社(旧商号及び不動産登記記録上の商号) 美津濃都市ハウジング株式会社
届出期間満了日 令和8年4月13日
令和8年2月12日

岐阜地方裁判所多治見支部

(別紙) 物件目録
所在 中津川市苗木字高峰
地番 643番92
地目 原野
地積 102平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 2 8 号

愛知県愛知郡東郷町大字春木字前田3305番地3
申立人 近藤 勝之
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市中区富士見町11番15号
所有者 国領 俊臣
届出期間満了日 令和8年4月9日
令和8年2月9日 名古屋地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 愛知郡東郷町大字春木字前田
地番 3304番
地目 宅地
地積 1.91平方メートル

所在 愛知郡東郷町大字春木字前田
地番 3304番
地目 宅地
地積 1.91平方メートル

令和 8 年 (壬) 第 1 号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 岡山市妹尾929番地
所有者 秋山 仁平
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月12日

岡山地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録
所在 岡山市南区妹尾字小田村
地番 2929番1
地目 墓地
地積 50平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 6 号

大分県速見郡日出町大字豊岡275番地1
申立人 末政 恒子
申立人代理人弁護士 寺崎 直史
住所・居所 不明
所有者 末松亀太郎
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月12日 大分地方裁判所杵築支部

(別紙) 物件目録

所在 大分県速見郡日出町大字豊岡字高原
地番 272番
地目 雑種地
地積 29平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (壬) 第 2 号

(亡石崎弘の最後の住所) 北海道夕張郡栗山町中央2丁目186番地
申立人 亡石崎弘相続財産
同代表者相続財産清算人 田村 秀樹
住所・居所 不明
(商業登記記録上の本店所在地) 北海道夕張郡栗山町中央2丁目186番地
(不動産登記記録上の本店所在地) 夕張郡栗山町中央2丁目186番地
所有者 有限会社石崎
届出期間満了日 令和8年4月13日
令和8年2月12日

札幌地方裁判所岩見沢支部

(別紙) 物件目録

所在 夕張郡栗山町中央三丁目56番地1
家屋番号 56番1
種類 店舗
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 78.77平方メートル

令和 7 年 (壬) 第 1 5 号

福島県郡山市桑野2丁目3番14号
申立人 西武エステートシステム株式会社
(亡白須スエの最後の住所) 福島県郡山市麓山一丁目1番12号
(亡白須スエの不動産登記簿上の住所) 郡山市字麓山町一丁目143番地
所有者 亡白須スエ相続財産
届出期間満了日 令和8年4月10日
令和8年2月10日 福島地方裁判所郡山支部

(別紙) 物件目録

(主たる建物)

所在 郡山市字麓山町143番地
家屋番号 143番の2
種類 店舗兼居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 108.26平方メートル
(附属建物の表示)

符号 1
種類 物置
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 9.91平方メートル
符号 2
種類 物置
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 9.91平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 四十二頁(号外第三十四号)
- (乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 四十二頁(号外第三十四号)
- 令和八年二月二十五日
北海道釧路郡釧路町桂四丁目一五番地
(甲) 丸善木材株式会社
代表取締役 鈴木 一浩
北海道厚岸郡浜中町茶内旭三丁目三番地
(乙) 株式会社イチムラ
代表取締役 石川 加次

合併公告

左記会社は合併して申は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 二頁
- (乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 二頁
- (丙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 二頁
- 令和八年二月二十五日
茨城県稲敷市沼田二六二九番地一
(甲) 株式会社アグリ総研
代表取締役 手塚 俊行
東京都荒川区西尾久七丁目五七番八号
(乙) 株式会社クリーンファーム
代表取締役 椎名 功
東京都荒川区西尾久七丁目五七番八号
(丙) 日栄環境ワイフ株式会社
代表取締役 松平 康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一一五頁(号外第三十五号)
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一〇七頁(号外第三十五号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 一〇七頁(号外第三十五号)

- (甲) 株式会社川村運送店
代表取締役 岡村 直樹
茨城県石岡市柏原一番地七

- (乙) アイビシーアクセス株式会社
代表取締役 岡村 直樹
茨城県石岡市柏原一番地七

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三日
掲載頁 五十七頁(号外第一五二号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十日
掲載頁 八十頁(号外第一五九号)

- (甲) ハイビック株式会社
代表取締役 澤辺 正人
福岡市博多区博多駅東二丁目一三番三四号

- (乙) HVCホールディングス株式会社
代表取締役 澤辺 正人
福岡市博多区博多駅東二丁目一三番三四号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月十四日
掲載頁 一三三頁(号外第一八四号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年九月十一日
掲載頁 五十七頁(号外第二〇五号)

- (丙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年九月十一日
掲載頁 五十八頁(号外第二〇五号)

- (甲) 株式会社フルリンク
代表取締役 香山 大輝
大阪府東大阪市高井田中三丁目一〇番七号

- (乙) 株式会社WESOL
代表取締役 香山 大輝
大阪府東大阪市高井田中三丁目一〇番七号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 二頁

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 二二〇頁(号外第一四八号)

- (甲) 岩淵薬品株式会社
代表取締役 岩淵 琢磨
千葉県佐倉市錦木町五一番地

- (乙) あしたばホールディングス株式会社
代表取締役 岩淵 琢磨
千葉県佐倉市錦木町五一番地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲は旧商号株式会社オートバックス東日本販売での開示)

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一〇二頁(号外第一四六号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十六日
掲載頁 五十四頁(号外第二五八号)

- (甲) 株式会社オートバックス関東販売
代表取締役 稲葉 学雄
埼玉県熊谷市肥塚一三五番地一

- (乙) 株式会社ブルー・オーシャン
代表取締役 岩元 常緑
埼玉県熊谷市肥塚一三五番地一

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。なお、甲は効力発生日をもって、商号をジャパンプーズ株式会社と変更し、本店を千葉県長生郡長柄町皿木二〇三番地一に移転します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月十七日
掲載頁 四頁

- (乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 十九頁

- (甲) JAFホールディングス株式会社
代表取締役 中島 聖介
東京都千代田区大手町一丁目五番一号

- (乙) ジャパンフーズ株式会社
代表取締役 船戸 謙治
千葉県長生郡長柄町皿木二〇三番地一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十二日
掲載頁 二〇五頁(号外第一六七号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十二日
掲載頁 二〇五頁(号外第一六七号)

- (甲) シードテック株式会社
代表取締役 高原 大輔
東京都港区芝三丁目一五番五号

- (乙) 株式会社アライヴ
代表取締役 増田 智紀
東京都港区芝三丁目一五番五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月三日
掲載頁 六十四頁(号外第二六五号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月三日
掲載頁 六十頁(号外第二六五号)

- (甲) 金剛産業株式会社
代表取締役 溝口 秀二
東京都中野区本町一丁目三番一二号

- (乙) 株式会社日本金剛砥石製作所
代表取締役 溝口 秀二
東京都中野区本町一丁目三番一二号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.aozora-im.co.jp/
(乙) https://www.azora-sec.co.jp/
令和八年二月二十五日

東京都千代田区麹町六丁目一番地一
代表取締役 橋本 明美
東京都千代田区麹町六丁目一番地一
代表取締役 奥村 洋之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年八月二十九日
掲載頁 一一二頁(号外第一九六号)
令和八年二月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二番一號
代表取締役 平瀬 智樹
東京都渋谷区渋谷二丁目二番一號
代表取締役 大石 誠貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部(甲株式九万株を含む)を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十八日
掲載頁 七十四頁(号外第二六二号)

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十八日
掲載頁 七十四頁(号外第二六二号)
掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十八日
掲載頁 七十五頁(号外第二六二号)

合併公告

東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一九号
代表取締役 原田 陽平
東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一九号
代表取締役 原田 陽平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 令和七年六月二十三日付官報(号外第一三九号)一三八頁
(乙) 令和七年六月二十三日付官報(号外第一三九号)一一五頁
令和八年二月二十五日

東京都大田区石川町二丁目一番一號
代表取締役 高橋 一穂
東京都大田区石川町二丁目一番一號
代表取締役 西面 一

株主総会の承認決議(甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意)は令和七年十月三十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 八九九頁(号外第一四四号)

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 一五九頁(号外第一四四号)

合併公告

東京都千代田区外神田四丁目一四番一號
(甲) DOWAサーモエンジニアリング株式会社
代表取締役 信耕 望
愛知県名古屋市長瀬区浮島町一九番地一號
(乙) 東熱興産株式会社
代表取締役 青井 浩典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月三日
掲載頁 三頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 十二頁
令和八年二月二十五日

東京都葛飾区奥戸二丁目六番一〇号
代表取締役 檜山 雅紀
千葉県市川市八幡三丁目三番一號
代表取締役 加藤 浩一

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月四日
掲載頁 七十二頁(号外第一七七号)

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月五日
掲載頁 四十二頁(号外第一七八号)
掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月十日
掲載頁 六頁

合併公告

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号
(甲) 株式会社セールズパートナー
代表取締役 日高 誠一
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
(乙) ひまわりインサイトジャパン株式会社
代表取締役 鈴木 盛太
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
(丙) 株式会社オービット
代表取締役 坂口 路将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日
掲載頁 九十六頁(号外第十四号)

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月二十二日
掲載頁 八頁
令和八年二月二十五日

東京都墨田区横網一丁目一〇番五号KOKUGIKANFRONTBUILDING
(甲) R H株式会社
代表取締役 周 泰鳳
東京都墨田区横網一丁目一〇番五号
(乙) レッドホースコーポレーション株式会社
代表取締役 江頭 哲也

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
令和八年二月二十五日

合併公告

東京都江東区東砂二丁目一四番五号
(甲) 株式会社T M K R
代表取締役 木村 友彦
東京都江東区東砂二丁目一四番五号
(乙) パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表取締役 木村 友彦

合併公告

当社(甲)は、合併によりガデリウス・ホールディング株式会社(乙)、住所東京都港区赤坂七丁目一番一号)の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十八頁(号外第八十八号)

合併公告

当社(乙)は、合併によりガデリウス・インダストリー株式会社(甲、住所東京都港区赤坂七丁目一番一号)に権利義務全部を承継させて解散することになりました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月十八日
掲載頁 六十八頁(号外第八十八号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

(甲) 掲載 官報

- 掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 八十七頁(号外第一七〇号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 九十頁(号外第一七〇号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 八十八頁(号外第三十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十七日
掲載頁 八十八頁(号外第三十三号)

令和八年二月二十五日

- 神奈川県横浜市青葉区美しが丘二丁目八番地一B一〇一〇号
(甲) 株式会社Empower
代表取締役 金子 徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一一八頁(号外第三十五号)

合併公告

左記会社は合併して甲(令和八年三月九日付で富山市奥田町九番三二号に本店移転予定)は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

- (甲) 及び(乙)
掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 五十四頁(号外第三十四号)

令和八年二月二十五日

- 富山市高木二〇〇番地
(甲) 北日本物産株式会社
代表取締役 東瓜 光俊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十三日
掲載頁 一五一頁(号外第一三九号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年四月十一日
掲載頁 十四頁

- (甲) 株式会社トライトキャリア
代表取締役 齋藤 玄太
(乙) 株式会社トライトキャリア
代表取締役 錦織 騎正

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十八日

掲載頁 八十八頁(号外第十八号)

令和八年二月二十五日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

(甲) 株式会社シンリュウ

代表取締役 山砥 浩

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

(乙) 株式会社シンリュウトラスト

代表取締役 山砥 浩

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月三十日

掲載頁 一六七頁(号外第一四八号)

令和八年二月二十五日

神戸市中央区脇浜海岸通一丁目五番一号

(甲) シスメックス株式会社

代表取締役 浅野 薫

兵庫県姫路市夢前町宮置三三三の三

(乙) シスメックスメディカ株式会社

代表取締役 高橋恵美子

兵庫県姫路市夢前町宮置三三三の三

合併公告

左記会社は、令和八年四月一日を効力発生日として、甲が乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する吸収合併(以下「本件合併」といいます)を行いますので公告します。なお、本件合併は、甲は会社法第七九六条第二項(乙は会社法第七八四条第一項の規定に基づき)株主総会の承認を経ずに決定しております。本件合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月三十日

掲載頁 一四一頁(号外第二十一号)

令和八年二月二十五日

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

(甲) 株式会社エディオン

代表取締役 久保 允誉

東京都品川区東品川一丁目二番五号

(乙) 株式会社 P T N

代表取締役 浅田 亨

東京都品川区東品川一丁目二番五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲、乙、丙及び丁の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年二月十三日

掲載頁 一五七頁(号外第三十一号)

令和八年二月二十五日

大分県大分市原川二丁目三番四号

(甲) 大分シティタクシー株式会社

代表取締役 漢 二美

大分県大分市田中町三丁目一〇番三三〇

(乙) 南大分シティタクシー株式会社

代表取締役 漢 二美

大分県佐伯市駅前二丁目五番三三〇

(丙) 佐伯シティタクシー株式会社

代表取締役 漢 二美

大分県国東市武蔵町古市一三番地一

(丁) 株式会社エアポートシティタクシー

代表取締役 漢 二美

大分県日田市淡窓一丁目二番八号

(乙) 日田シティタクシー株式会社

代表取締役 漢 二美

大分県日田市淡窓一丁目二番八号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の大分シタクシー株式会社(本店大分市原川二丁目三番四号)及び中津シタクシー株式会社(本店大分県中津市大字下池永六〇番地一)との会社分割後の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一六〇頁(号外第三十一号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一四七頁(号外第三十一号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の営業事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十二日 掲載頁 一〇七頁(号外第三十号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年九月十八日 掲載頁 八頁

札幌市中央区南一条西四丁目一三番地 (甲) エムズホールディング株式会社 代表取締役 森岡 幸人
札幌市南区小金湯二四番地 (乙) 株式会社松の湯旅館 代表取締役 陰元 潤一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の千葉営業所事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月十八日 掲載頁 五頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 十二頁

千葉県成田市花崎町七五〇番地の一 (甲) 京成バス千葉イースト株式会社 代表取締役 宮本 貴史
千葉県市川市八幡三丁目三番一号 (乙) 京成バス株式会社 代表取締役 加藤 浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部における各営業所及び出張所に関する事業並びに業務部における研修所業務を除く全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十三日 掲載頁 二八五頁(号外第一六八号)
(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 十二頁

千葉県市川市八幡三丁目三番一号 (甲) 京成電鉄バスホールディング株式会社 代表取締役 齋藤 隆
千葉県市川市八幡三丁目三番一号 (乙) 京成バス株式会社 代表取締役 加藤 浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の松戸営業所及び市川営業所事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月六日 掲載頁 九頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 十二頁

千葉県浦安市千鳥一二番五 (甲) 京成バス千葉ウエスト株式会社 代表取締役 藤本 剛弘
千葉県市川市八幡三丁目三番一号 (乙) 京成バス株式会社 代表取締役 加藤 浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新都心営業所、習志野出張所、長沼営業所及び新習志野高速営業所、並びに業務部のうち研修所業務に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月十八日 掲載頁 五頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 十二頁

千葉県船橋市栄町一丁目一〇番一〇号 (甲) 京成バス千葉セントラル株式会社 代表取締役 原 一彰
千葉県市川市八幡三丁目三番一号 (乙) 京成バス株式会社 代表取締役 加藤 浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

- (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月三十一日 掲載頁 一七五頁(号外第二四二号)
令和八年二月二十五日
東京都文京区本郷一丁目三三四番四号 (甲) 株式会社本郷建設 代表取締役 民部田 復
東京都文京区本郷一丁目三三四番四号 (乙) 株式会社松下環境産業 代表取締役 有馬 庸介

吸収分割公告

当社は(甲)は、吸収分割により有限会社茂山工務店(乙、住所東京都江戸川区西葛西八丁目三番五号)の上下水道工事、給排水衛生設備工事その他の建設事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二十五日
東京都江戸川区西葛西八丁目三番五号 株式会社茂山工務店 代表取締役 茂山麗偉子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして、甲は乙の東京拠点におけるクリーンサービス事業、ジョブサポートセンター事業及び総務バックオフィスサービス事業、東京及び大阪拠点における受付窓口事業、並びに新宿メールサービス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月十四日 掲載頁 一一六頁(号外第一六一号)
令和八年二月二十五日
東京都多摩市落合一丁目三三四番地 (甲) 株式会社ベネッセスマイルメイト 代表取締役社長 渡邊 健
東京都多摩市落合一丁目三三四番地 (乙) 株式会社ベネッセレジジンスメイト 代表取締役社長 渡邊 健

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ(乙)、住所東京都千代田区丸の内一丁目八番二号)のテックニカルサポート事業に関する権利義務を承継することにしたので公告します。

この分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年五月二十八日 掲載頁 一四三頁(号外第一一七号)

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年五月二十八日 掲載頁 一三五頁(号外第一一七号)

令和八年二月二十五日 株式会社 B R E X A Technology 代表取締役 山崎 高之

左記会社は吸収分割して甲は乙のLED照明機器の販売・レンタル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年三月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/ (乙) https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/

令和八年二月二十五日 東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号 (甲) アルファエレクトロニクス株式会社

代表取締役 西野 裕 東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号 (乙) アルファエネシア株式会社

代表取締役 新田 沙衣 左記会社は吸収分割して甲は乙のReskilling Camp事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

(甲) https://persol-dgv.co.jp/public-notice/ (乙) https://persol-innovation.co.jp/company/public-notice/

令和八年二月二十五日 東京都港区南青山一丁目一五番五号 (甲) パーソルデジタルベンチャーズ株式会社

代表取締役 長井 利仁 東京都港区南青山一丁目一五番五号 (乙) パーソルイノベーション株式会社

代表取締役 大浦 征也 左記会社は吸収分割して甲は乙のReskilling Camp事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://ec.persol-group.co.jp/company/public.html (乙) https://persol-dgv.co.jp/public-notice/

令和八年二月二十五日 東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号 (甲) 株式会社パーソル総合研究所

代表取締役 岩田 亮 東京都港区南青山一丁目一五番五号 (乙) パーソルデジタルベンチャーズ株式会社

代表取締役 長井 利仁 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンサートホール事業を除く事業(ブライム事業、T&E事業及び子会社事業並びにこれらに付随又は関連する事業を含みます)に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日

令和八年二月二十五日 東京都渋谷区道玄坂二丁目二九番五号 (甲) 株式会社セゾンブライム

代表取締役社長 若命 宏尚 東京都豊島区東池袋三丁目一番一〇号 (乙) 株式会社コンチエルト

代表取締役社長 江口 隆光 左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都杉並区上荻一丁目一〇番一〇号荻窪東亜会館一階・二階・三階 名称オリエンタルパサージュ)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年十一月十七日 掲載頁 九頁 (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十二日

令和八年二月二十五日 東京都港区六本木三丁目二番一〇号 (甲) 株式会社メッセ

代表取締役 宮本 君夫 東京都千代田区内神田三丁目一六番四号 (乙) 株式会社DAYブレイク

代表取締役 岩谷 和馬 左記会社は吸収分割して甲は乙の各種業界への市場情報の提供並びに日用品市場及びエネルギー市場への市場データ、ブライミング、ニュース及びインサイトの提供事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年二月二十五日 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビル二八階 (甲) S&Pグローバルジャパン合同会社

代表社員 アイエイチエス・マーク イット・ホールディング ス・リミテッド

職務執行者 スマルコ・マ・ケ・ホ 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング (乙) IHDマークイットジャパン合同会社

代表社員 アイエイチエス・マーク イット・ホールディング ス・リミテッド 職務執行者 スマルコ・マ・ケ・ホ

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して、甲の「不動産の流動化及び流動化により獲得する資金の再投資(回籠)を目的とした社有地の開発・分譲等事業並びに賃貸等事業」に係る権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 (乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月三日 掲載頁 九頁

令和八年二月二十五日 東京都渋谷区代々木二丁目二番二〇号 (甲) 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一 東京都新宿区新宿四丁目一番六号 (乙) JR東日本不動産株式会社

代表取締役社長 田崎 政史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して、甲の分譲住宅事業に係る権利義務を承継させ、乙はそれを承継することいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 一七九頁(号外第一四四号)
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月三日
掲載頁 九頁

令和八年二月二十五日
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

(甲) 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表取締役社長 根本 英紀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道雨竜郡秩父別町秩父別一八四六一九二他における太陽光発電事業、北海道旭川市江丹別町中園一四他における太陽光発電事業、北海道川上郡弟子屈町字弟子屈四一八一二他における太陽光発電事業及び北海道上川郡清水町字清水七二九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年二月二十五日

東京都杉並区清水一丁目二番二号

(甲) ソーラーコスモ合同会社
代表社員 一般社団法人ブルーエナジーホールディングス
職務執行者 小口 裕太
東京都港区芝大門二丁目二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
(乙) ソーラーマイル合同会社
代表社員 ソーラーマイルホールディングス 一般社団法人
職務執行者 岡田 育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が管理運営するガンダム事業、映像製作・プロデュース事業及び放送代理店事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月六日
掲載頁 三頁
(乙) https://www.sotsu.co.jp
令和八年二月二十五日
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号

(甲) 株式会社バンダイナムコフィルムワークス
代表取締役 浅沼 誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が保有する株式会社創通音楽出版の株式の全て(四〇〇株)を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月十三日
掲載頁 四頁
(乙) https://www.sotsu.co.jp
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号

(甲) 株式会社バンダイナムココミュニケーションズ ジャックライプ
代表取締役 埜 義孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が管理運営する音楽出版事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 七十二頁(号外第一三八号)
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月十三日
掲載頁 四頁

令和八年二月二十五日
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号

(甲) 株式会社創通音楽出版
代表取締役 難波 秀行
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号

(乙) 株式会社バンダイナムココミュニケーションズ ジャックライプ
代表取締役 埜 義孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の通信プロジェクト・マネジメント事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年十月二十四日
掲載頁 一四頁(号外第三三七号)

令和八年二月二十五日
東京都港区六本木七丁目七番七号

(甲) Neosphere株式会社
代表取締役 坂本 真一
東京都港区六本木七丁目七番七号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のトラディショナルウェア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十二月十九日
掲載頁 六十六頁(号外第二七七号)

令和八年二月二十五日

東京都港区六本木一丁目八番七号
(甲) 株式会社トラディショナルウェア ザーウェアジャパン
代表取締役 八木 洋三

東京都港区六本木一丁目八番七号
(乙) 株式会社マツキントツシユジャパン
代表取締役 八木 洋三

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社イクヨ(乙、住所神奈川県厚木市上依知三〇一九番地)のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く乙が営む一切の事業に関する権利義務を承継することいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
令和八年二月二十五日
神奈川県厚木市上依知三〇一九番地

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の環境計量事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十九日
掲載頁 一七一頁(号外第一三六号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十三日
掲載頁 八十七頁(号外第一三九号)

令和八年二月二十五日
静岡県島田市向島町四三三七九番地

(甲) 株式会社レックス
代表取締役 寺井 敬雄
静岡県島田市向島町四三三七九番地

(乙) 新東海ロジスティクス株式会社
代表取締役 丹羽 公彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三日
掲載頁六十頁(号外一五二号)

令和八年二月二十五日
愛知県名古屋市瑞穂区須田町二番五六号
(甲) 日本碍子株式会社
代表取締役社長 小林 茂

(乙) NGKエレクトロデバイス株式会社
代表取締役社長 富山 裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマクドナルドレストラン経営事業の一部に於ける権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月三日
掲載頁六十頁(号外第二十四号)

令和八年二月二十五日
三重県松阪市市場庄町一三六番地
(甲) 株式会社ネオニエトラル
代表取締役 伊藤 実

三重県伊勢市小木町五七八番地の一
(乙) 株式会社ニエトラル
代表取締役 伊藤 実

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十日
掲載頁 一二七頁(号外第二二七号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五七頁(号外第五号)

令和八年二月二十五日
大阪府西区新町三丁目六番一〇号
(甲) INSOU West 株式会社
代表取締役 松本 大助

(乙) INSOU Japan Store 株式会社
代表取締役 永田 賢弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十日
掲載頁 九十五頁(号外第二十九号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月十日
掲載頁 一二七頁(号外第二二七号)

令和八年二月二十五日
大阪府西区新町三丁目六番一〇号
(甲) INSOU CENTRAL 株式会社
代表取締役 中林 哲一

大阪府西区新町三丁目六番一〇号
(乙) INSOU West 株式会社
代表取締役 松本 大助

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十日
掲載頁 九十四頁(号外第二十九号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年九月十七日
掲載頁 五十七頁(号外第二〇八号)

令和八年二月二十五日
大阪府西区新町三丁目六番一〇号
(甲) INSOU Osaka 株式会社
代表取締役 中林 哲一

(乙) INSOU alpha 株式会社
代表取締役 中見 大介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の名古屋エリア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 九十一頁(号外第一七〇号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 九十頁(号外第一七〇号)

令和八年二月二十五日
大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号堂島アバンザ
(甲) 株式会社マースシステムズ西日本
代表取締役 秋山 裕和

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四YBPウエストタワー
(乙) 株式会社マースシステムズ東海
代表取締役 近山 茂明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大阪・三木・高松・広島・福岡・宮崎を起点とする貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 六十一頁(号外第三十四号)

令和八年二月二十五日
大阪府和泉市平井町三〇七番地一
(甲) 泉海商運西日本株式会社
代表取締役 岡山 健治

(乙) 泉海商運株式会社
代表取締役 岡山 健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新富士・みよし・名古屋・富山・福井を起点とする貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 五十四頁(号外第三十四号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 六十一頁(号外第三十四号)

令和八年二月二十五日
大阪府和泉市平井町三〇七番地一
(甲) 泉海商運中部株式会社
代表取締役 岡山 健治

大阪府和泉市平井町三〇七番地一
(乙) 泉海商運株式会社
代表取締役 岡山 健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の仙台・成田・札幌を起点とする貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十八日 掲載頁 六十二頁 (号外第三十四号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十八日 掲載頁 六十一頁 (号外第三十四号)

令和八年二月二十五日 大阪府和泉市平井町三〇七番地一 (甲) 泉海商運東日本株式会社 代表取締役 岡山 健治

大阪府和泉市平井町三〇七番地一 (乙) 泉海商運株式会社 代表取締役 岡山 健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一五二頁 (号外第三十一号)

令和八年二月二十五日 兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇 (甲) 株式会社緑開発 代表取締役 濱中健太郎

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇 (乙) 株式会社ストック 代表取締役 濱中隆之介

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社フィード(乙)、住所広島県呉市広文化町一番二号のパチンコ店の経営に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月十五日 掲載頁 五十九頁 (号外第二九号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月十五日 掲載頁 五十九頁 (号外第二九号)

令和八年二月二十五日 広島県呉市広文化町一番六号 株式会社ブランド 代表取締役 山本 基甫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に病院・介護施設向けの給食受託事業に関する権利義務の一部を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日 掲載頁 一二四頁 (号外第一四三三号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十七日 掲載頁 九十五頁 (号外第一四六号)

令和八年二月二十五日 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目一七番二二号 (甲) 株式会社なの花九州 代表取締役 大野 繁樹

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三 (乙) シダックスフードサービス株式会社 代表取締役 堤 祐輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む本社営業所(所在大分市原川二丁目三番四号)及び坂ノ市営業所(所在大分市坂ノ市南一丁目一番三号)における事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一五七頁 (号外第三十一号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一四七頁 (号外第三十一号)

令和八年二月二十五日 大分県大分市原川二丁目三番四号 (甲) 大分シティタクシー株式会社 代表取締役 漢 二美

大分県大分市原川二丁目三番四号 (乙) クリストルシティタクシー株式会社 代表取締役 漢 二美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む中津営業所(所在大分県中津市大字下池永六〇番地一)における事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一五八頁 (号外第三十一号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一四七頁 (号外第三十一号)

令和八年二月二十五日 大分県中津市大字下池永六〇番地一 (甲) 中津シティタクシー株式会社 代表取締役 漢 二美

大分県大分市原川二丁目三番四号 (乙) クリストルシティタクシー株式会社 代表取締役 漢 二美

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社グラシアーツ(住所東京都港区南青山一丁目一五番二二号)に対して当社のマネージメント事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日 東京都港区南青山一丁目一五番二二号 有限会社グランアーツ 取締役 浅川 祐子(上田 祐子)

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する吟田貯蓄(住所東京都大田区新浦田二丁目二三番一六号)に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日 横浜市青葉区つじが丘一番地一四号 代表取締役 安福 孝之

新設分割公告

当社は新設分割により新設する大松株式会社(兵庫県西宮市高木東町一九番一四号)に対して当社の営む不動産管理に係る事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年二月十七日 掲載頁 九十一頁 (号外第三十三号)
令和八年二月二十五日 兵庫県西宮市高木東町一九番一四号 高松不動産株式会社 代表取締役 阪上 剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大橋(住所福岡市博多区金の限二丁目二番二九号)に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年一月二十七日 掲載頁 九頁 令和八年二月二十五日 福岡市博多区金の限二丁目二番二九号 株式会社大橋造園土木 代表取締役 大橋 優

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

札幌市手稲区前田九条十七丁目二番二六号
合同会社 Bonita
代表社員 ランダザヴァールサミゲル 瞳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

埼玉県入間市大字野田一四五番地四
合同会社 ワンド不動産
代表社員 向井 裕亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都新宿区東五軒町二一六 DeLCC
S 神楽坂 1F
代表社員 宋 正奎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一番一七号細川ビル
七〇四
合同会社 Kimito
代表社員 瀧口 清恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都世田谷区新町二丁目二番一六号六〇一
合同会社 レゲエザイオン
代表社員 渡辺 卓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は A C テクノシエア株式会社とします。

令和八年二月二十五日

横浜市港北区日吉一丁目七番二六号
A C テクノシエア合同会社
代表社員 白崎 俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田一三三四番地一二 三浦海岸ハイイツー三一一三二
合資会社 三浦屋
代表社員 齋藤 正吉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号はインペカエネルギー株式会社とします。

令和八年二月二十五日

神奈川県横浜市青葉区荏田町一四七六一 casa villa 6E
合同会社 インペカブル
代表社員 鎌田 武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

広島市中区白島北町一〇一
合同会社 プリメイドラボ
代表社員 大窪 竹虎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

大阪府堺市美原区小平尾二四番地九
合同会社 はなざく
代表社員 山本 幸恵

令和八年二月二十五日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目四番二一
号さがみはら産業創造センター一三二二
号室 Ibackoffice 合同会社
代表社員 岩崎奈緒己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号はヒルビッグ株式会社とします。

令和八年二月二十五日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県横浜市緑区東本郷六丁目五番四一
四〇五号 Hillbig 合同会社
代表社員 岡本 大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

愛知県あま市木折上柳一九番地三
ケイテック合同会社
代表社員 金子 晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

広島市中区白島北町一〇一
合同会社 プリメイドラボ
代表社員 大窪 竹虎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都墨田区緑二丁目一四番一五号
代表取締役社長 杉田 裕介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

鹿児島市西坂元町一九番八号
合同会社 南州企画
代表社員 株式会社 JS ホールディングス
職務執行者 佐藤 充郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田神保町三一一一三三神保町スリービル八階
株式会社 シンリュウ・ホールディングス
代表取締役 河合 隆信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年二月二十五日

東京都墨田区緑二丁目一四番一五号
代表取締役社長 杉田 裕介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一〇
PRSS Japan 株式会社
代表取締役 世良 綾嗣

組織変更公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

令和八年二月二十五日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。あわせて、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月六日

掲載頁 六十一頁(号外第二十七号)

令和八年二月二十五日 東京都港区高輪二丁目一七一―一オーク高輪ビル五階

Terra Motors株式会社 代表取締役 高橋 成典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万三千六百七十四円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月十日

掲載頁 四頁 令和八年二月二十五日 東京都港区海岸一丁目七番一―号東京ポートシティ竹芝

Tabist株式会社 代表取締役 田野崎亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千三百二十万三千九百九十六円減少し五千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十九日

掲載頁 三頁 令和八年二月二十五日 東京都新宿区大京町二番地一

株式会社nobitel 代表取締役 黒川 将大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千四百二十六万五千五百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 十二頁 令和八年二月二十五日 東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号

ハコベル株式会社 代表取締役 狭間 健志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.disclose-support.com/

7/28v9u.html 令和八年二月二十五日 東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号

日本鋳鋼株式会社 代表取締役 鈴木 雅文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日 東京都江東区東砂二丁目一四番五号

株式会社TMKR 代表取締役 木村 友彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十一億七百四十三万三千九百円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十五日 東京都新宿区西新宿八丁目一七番一―号住友不動産新宿グランドタワー三九階

アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役 堀江 亮

令和八年二月二十五日

東京都江東区東砂二丁目一四番五号 パラマウントベッドホールディングス株式会社 代表取締役 木村 友彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号 JG34株式会社 代表取締役 加地 倫文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二千四百八十七万四千三百七十五円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 三頁 令和八年二月二十五日 東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一

株式会社リセ 代表取締役 藤田 美樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月二十六日であり、株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 https://www.anicom-med.co.jp/ 令和八年二月二十五日 東京都新宿区西新宿八丁目一七番一―号住友不動産新宿グランドタワー三九階

アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役 堀江 亮

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十六日から令和八年三月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額減少し、一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年十月二十七日

掲載頁 二十五頁 令和八年二月二十五日 東京都新宿区西新宿二丁目六番一―号新宿友ビル一八階グロース新宿

株式会社ウタイテ 代表取締役 倉田 将志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百七十六万六千五百三十四円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 八十六頁(号外第三十三号) 令和八年二月二十五日 東京都港区虎ノ門二丁目二番一―号住友不動産虎ノ門タワー一三階

株式会社iba 代表取締役 秦 奈菜(逢澤 奈菜)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七百五十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十八日

掲載頁 二頁 令和八年二月二十五日 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番一

六号 CYBERNICS MEDICAL INNOVATIONS BASEIA 株式会社PENTAS 代表取締役 金井 智彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千一百万円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月二十日

掲載頁 六十七頁(号外第二三三三号)

令和八年二月二十五日

名古屋市熱田区千年一丁目一番三三三

株式会社LiveQuality大家さん

代表取締役 岡本 拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億五千万円減少し三億円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.serio-holdings.co.jp/ir/notice.html

令和八年二月二十五日

大阪市北区堂島一丁目五番一七号

株式会社SERIOホールディングス

代表取締役 井村 敬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二日

掲載頁 一五八頁(号外第一五一号)

令和八年二月二十五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目一六番一十号

ヤンマーマルシェ株式会社

代表取締役 山岡 照幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百万円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年二月二十五日

香川県高松市松縄町一三一一四六

Gomezu合同会社

代表社員 中込 吉恒

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社マイディアとの株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九十頁(号外第三三三三号)

令和八年二月二十五日

埼玉県さいたま市緑区大字大間木八三〇番地一

マイディアホールディングス株式会社

代表取締役 太田 知治

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十日を効力発生日とする株式会社ゼロエミッション(東京都八王子市大和田町五丁目一番二一)との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十五日

東京都八王子市大和田町五丁目一番二一

株式会社ゼロエミホールディングス

代表取締役 永長 照敏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二億二千五百万円、利益準備金の額を金百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九十五頁(号外第三三三三号)

令和八年二月二十五日

岡山市北区青江四丁目五番一五号

エフユーレンタル株式会社

代表取締役 日笠 保彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百八十五万三千四百十二円、資本準備金の額を四億二千五百四十四万二千三百六十七円減少し、それぞれ一億円、二億五千八百七十六万二千二百五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九十五頁(号外第三三三三号)

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社スマトララウンド

代表取締役 砂川 大

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koeex.co.jp

令和八年二月二十五日

東京都新宿区西落合二丁目一八番二〇号

ナレッジパーク落合ビル

株式会社レオテックス

代表取締役 松井 和博

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする三共リース株式会社及び中央リース株式会社との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九十五頁(号外第三三三三号)

令和八年二月二十五日

岡山市北区青江四丁目五番一五号

エフユーレンタル株式会社

代表取締役 日笠 保彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百八十五万三千四百十二円、資本準備金の額を四億二千五百四十四万二千三百六十七円減少し、それぞれ一億円、二億五千八百七十六万二千二百五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九十五頁(号外第三三三三号)

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社スマトララウンド

代表取締役 砂川 大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十九億一千三百九十三万一千円、資本準備金の額を三十六億六千三百九十三万一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社スマトララウンド

代表取締役 砂川 大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千七百六十三万六千三百六十三円、資本準備金の額を四億六千七百六十三万六千三百六十三円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は令和八年一月二十八日付け官報号外第十八号八十六頁に掲載しております。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都港区赤坂三丁目一七番三三三

MetCom株式会社

代表取締役 近 義起

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日

東京都港区海岸一丁目九番一八号

株式会社LAホールディングス

代表取締役 脇田 栄一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千七百六十三万六千三百六十三円、資本準備金の額を四億六千七百六十三万六千三百六十三円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は令和八年一月二十八日付け官報号外第十八号八十六頁に掲載しております。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ステップアウト

代表取締役 北條 拓

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千八百九十四万三千九百五十円、資本準備金の額を十八億七千六百一十一万三千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一十号

株式会社モルフォ

代表取締役 平賀 督基

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千八百九十四万三千九百五十円、資本準備金の額を十八億七千六百一十一万三千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一十号

株式会社モルフォ

代表取締役 平賀 督基

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千八百九十四万三千九百五十円、資本準備金の額を十八億七千六百一十一万三千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十五日

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一十号

株式会社モルフォ

代表取締役 平賀 督基

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億三千七百五十万円、資本準備金の額を四十五億三千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社に確定した最終事業年度はありませ

令和八年二月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

Intra Asia Marine Networks株式会社

代表取締役 佐藤 吉雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額三十三億四千二十万九千九百六十三円、資本準備金の額を三十四億五百九十五万九千九百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月四日

掲載頁 六十五頁(号外第一七七号)

令和八年二月二十五日

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

株式会社オプタ

代表取締役 井上 明怜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十一日から令和八年四月三十日まで間に払込期日又は払込期間の末日が到来する株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する

資本金及び資本準備金の額と同額分減少すること

にいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://pixiedustech.com/ja/about-us

令和八年二月二十五日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ピクシーダストテクノロジー株式会社

代表取締役 落合 陽一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千八十八万五千五百五十五円、資本準備金の額を四億九千三百六十九万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月五日

掲載頁 四十二頁(号外第一七八号)

令和八年二月二十五日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

ひまわりインサイトジャパン株式会社

代表取締役 鈴木 盛太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億八千二百二十五万九千九百六十三円、資本準備金の額を五億八千二百二十五万九千九百六十一円減少し、また、令和八年二月二十七日から令和八年三月二十五日までの日を払込期日又は払込期間の

末日とする募集株式の発行により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件として、その増加額全額を減少し、それぞれ最終的な資本金の額を一千万円、最終的な資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 八十頁(号外第一五七号)

令和八年二月二十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

将来宇宙輸送システム株式会社

代表取締役 畑田康二郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千八百四十四万三千五百一十円、資本準備金の額を二億七千八百四十四万三千五百一十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年二月十三日

掲載頁 一四六頁(号外第三十一号)

令和八年二月二十五日

横浜市鶴見区末広町一丁目一番四三三号

Core Tissue BioEngineering株式会社

代表取締役 城倉 洋二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千五百万円、資本準備金の額を五億七千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日です。ただし、同時に株式の発行により資本金及び資本準備金を増額いたしますので、効力発生日の後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月三十日

掲載頁 一六〇頁(号外第二十一号)

令和八年二月二十五日

鳥取県米子市富益町八八番地一

米子製鋼株式会社

代表取締役 井上 昭彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百六十六万七千七百九円、資本準備金の額を十億六千六百九十七万八千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九頁

令和八年二月二十五日

沖縄県那覇市真嘉比二丁目五番一六号

株式会社Payke

代表取締役 古田 奎輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百五十四億七千六百四十四万二千五百六十五円、資本準備金の額を三千四百五十五億五千四百四十二万二千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二頁

令和八年二月二十五日

沖縄県名護市東江五丁目五番三五号

HIKARI TSUSHIN INV

ESTMENTS OKINAWA株式会社

代表取締役 櫻岡 知

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告

令和八年二月二十五日

新潟県柏崎市松美二丁目五番六八号

株式会社柏新商会

代表取締役 吉田 孝継

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告

令和八年二月二十五日

横浜市鶴見区駒岡一丁目二七番一六号

今井建設株式会社

代表取締役 今井新一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告

令和八年二月二十五日

三重県鈴鹿市池田町櫛引一四〇番地

イケダアクト株式会社

代表取締役 田中 康介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告

令和八年二月二十五日

三重県鈴鹿市池田町一四〇番地の六

株式会社イケダエステート

代表取締役 田中 久司

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市加古川町大野七〇〇番地
三、最後の住所兵庫県加古川市加古川町大野
七〇〇番地の三 被相続人 亡 米田 千尋
右被相続人は令和八年一月十二日死亡し、その
相続人は令和八年二月十八日神戸家庭裁判所姫路
支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者
及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し
出がないときは弁済から除外します。
令和八年二月二十五日
兵庫県加古川市加古川町大野七〇〇番地の三
相続財産清算人 米田 将治

限定承認公告

本籍福岡県築上郡上毛町大字安雲六五番地、
最後の住所長崎県佐世保市横尾町二三八三番
地一一 被相続人 亡 古原 進
右被相続人は令和六年九月十七日死亡し、その
相続人は令和八年二月六日長崎家庭裁判所佐世保
支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者
及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し
出がないときは弁済から除外します。
令和八年二月二十五日
福岡県福岡市西区生松台二丁目二番一四
号 限定承認者 古原 秀

出資一口の金額減少公告

令和七年九月二十六日開催の本組合通常総会に
おいて、出資一口金十万円を、一口金一万円に減
少することとし、現在の一口金十万円の出資は十
口金十万円とする旨決議しました。つきましては、
来る三月二十五日までに本決議に対し異議申し出
がないときは、異議がないものとみなします。
以上、中小企業等協同組合法第五十六条の第二
二項の規定により公告致します。
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区代々木一丁目五一番一四号
協同組合エム・ピー・シー総合研究所
代表理事 志磨 宏彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十五億円減少する
ことにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及
び損益計算書の要旨は令和八年一月二十日付官報
の号外第十二号二一六頁に掲載されています。

令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内 キングダム特定目的会社
取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に
基づき、優先資本金の額を十六億二千二百九十五
万円減少して二千四百九十五万円とすることとし
ました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の
開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十七日
掲載頁 八十頁(号外第八十七号)
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
SCORE Heisei 特定目的会社
取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に
基づき、優先資本金の額を一億二千七百五十五万
円減少して十三億六千四百五万円とすることとし
ました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の
開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十七日
掲載頁 八十頁(号外第八十七号)
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
SCOREドミトリー特定目的会社
取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百四十
五万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及
び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
http://www.ko-kokujp
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
GJDCV1 特定目的会社
取締役 鈴木 伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千四百九十九万
円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及
び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
http://www.ko-kokujp
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
GJDCV2 特定目的会社
取締役 鈴木 伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百五十
万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の確定した最終事業年度はありませ
ん。
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
GJDCV3 特定目的会社
取締役 鈴木 伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十五億二千四百十
五万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の
開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/0001023/28ch/
令和八年二月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇
一号 特定目的会社ベンチャーC
取締役 松澤 和浩

訂正公告

令和八年二月十七日(本紙第一六四八号)掲載
の合併公告中、甲は会社法第七九六条第一項、乙
は同第七八四条第二項とあるは「甲は会社法第
七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項」の誤
りにつき訂正します。
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二七号
(甲) エムキャップ十七号株式会社
代表取締役 市原 康隆
東京都千代田区東神田二丁目五番一五号
(乙) ジェイフィルム株式会社
代表取締役 高岡 祐介

正誤

ページ段 行 誤 正
令和七年八月一日(号外第七十六号)公布デ
ジタル庁・経済産業省令第二号(独立行政法人情
報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに
人事管理に関する命令の一部を改正する命令)
(原稿誤り)

一六下 改正前欄異なる 異なる
(終りから九)

一九上 改正後欄 情報処理推進
情報処理推進債
券

令和七年十一月十八日公布厚生労働省令第百十
三号(労働安全衛生規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)
二下 一七一年一月一日 一月一日

平成二十九年十二月二十八日(号外第二百八十
四号)文部科学省告示第百八十二号(技術士法施
行規則の規定に基づく第一次試験の専門科目の範
囲及び第二次試験の選択科目の内容を定める件の一
部を改正する件)
(原稿誤り)
九〇ページ下段二行目から四行目は次のとおり
の誤り。

技術士法施行規則(昭和五十九年総理府令第五
号)第五条第五項及び第十一條第二項の規定に基
づき、平成十五年文部科学省告示第百三十六号(技
術士法施行規則の規定に基づき、第一次試験の専
門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容を
定める件)の一部を次のように改める。